

目 次

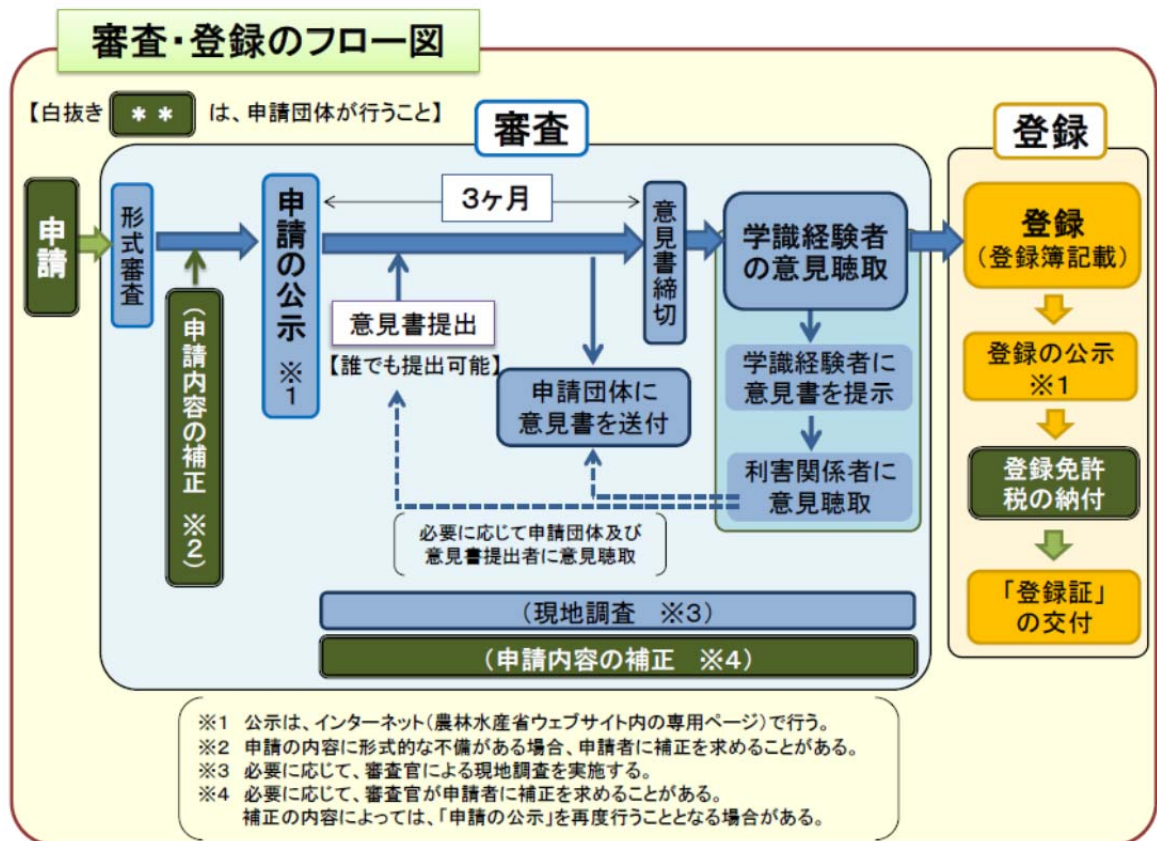
| | |
|-------------------------------|----|
| 第 1 章 申請手続について | |
| 第 1 はじめに | 1 |
| 第 2 申請 | |
| 1 申請に必要な書類等の準備 | 1 |
| 2 申請の方法 | 3 |
| 3 申請の受付・形式補正 | 3 |
| 第 3 公示から登録まで | |
| 1 公示 | 3 |
| 2 意見書提出手続 | 4 |
| 3 現地調査 | 4 |
| 4 実質的な補正 | 4 |
| 第 4 登録 | |
| 1 登録の場合 | 4 |
| 2 登録の拒否の場合 | 5 |
| 第 5 生産者団体の追加の申請 | |
| 1 生産者団体の追加の申請に必要な書類等の準備 | 5 |
| 2 生産者団体の追加の申請の方法 | 6 |
| 3 変更申請後の手続 | 6 |
| 第 2 章 登録後の手続について | |
| 第 1 はじめに | 7 |
| 第 2 生産行程管理業務 | |
| 1 生産行程管理業務の実施 | 7 |
| 2 実績報告書の作成・提出 | 7 |
| 3 実績報告書等の保存 | 10 |
| 第 3 明細書の変更 | |
| 1 明細書の内容を変更する場合とその手続について | 10 |
| 2 法第 16 条第 1 項の規定に基づく変更の登録の申請 | 12 |
| 第 4 登録生産者団体の名称等の変更 | 14 |
| 第 5 生産行程管理業務規程の変更 | 15 |
| 第 6 生産行程管理業務の休止 | 15 |
| 第 7 登録の失効 | 15 |
| 第 8 商標権者等の承諾の撤回 | 16 |
| 第 9 特定農林水産物等登録簿の謄写等 | |
| 1 特定農林水産物等登録簿の謄写 | 16 |
| 2 登録に係る特定農林水産物等に関する証明の請求 | 17 |
| 地理的表示登録申請 提出書類等 チェックリスト | 18 |
| 様式 | 19 |

第1章 申請手続について

第1 はじめに

本章は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」といいます。）に基づき登録の申請（法第15条第1項の規定に基づく生産者団体の追加の申請を含む。）をしようと考えている方を主な対象とし、申請から登録までの手続において、注意すべき点をわかりやすく説明したものです。

地理的表示保護制度の申請から登録までの手続は、概ね、以下のとおりとなっています。



第2では、申請から公示までの手続に関して、申請をする前に準備しておくべきこと、申請の具体的な方法、申請をした後の形式的補正等について

第3では、公示がされた後の手続について

第4では、登録（又は登録の拒否）がされた後の手続について

第5では、登録を受けた特定農林水産物等について、生産者団体を追加する手続についてそれぞれ説明しています。

登録の申請を考えている方は、本章を参考にいただければと思います。なお、登録後の手続については、第2章をご活用いただければと思います。

第2 申請

1 申請に必要な書類等の準備

(1) 申請には、申請書、明細書、生産行程管理業務規程が必要となります（その他に必要な書

類については、次に説明する（２）も参照してください。）。

これらの書類は、申請書については別紙１「申請書作成マニュアル」、明細書については別紙２「明細書作成マニュアル」、生産行程管理業務規程については別紙３「生産行程管理業務規程作成マニュアル」に従ってそれぞれ作成してください。なお、共同申請の場合には、申請書は１通で足りませんが、明細書と生産行程管理業務規程は、生産者団体ごとに作成する必要があります。

（２）申請には、以下の**書類**が必要となります。括弧内に「全員」と記載がある場合には、申請者は、必ずその書類を添付しなければなりません。それ以外の場合は、記載された申請者のみがその書類を添付すれば足りません。

ア 委任状 （代理人により申請をする申請者のみ）

イ 法第２条第５項に規定する生産者団体であることを証明する書類 （全員）

以下の各場合に依りて、添付する書類が異なりますので、注意してください。

（ア）申請者が、法令において加入の自由の定めがある法人の場合には、登記事項証明書

（注）「法令において加入の自由の定めがある」とは、例えば、農業協同組合法（昭和２２年法律第１３２号）第２０条の規定があるような場合をいいます。

（イ）申請者が、定款等の基本約款において加入の自由の定めがある法人の場合には、登記事項証明書と定款等の基本約款

（ウ）申請者が、法人でない場合には、定款等の基本約款

ウ 誓約書 （外国団体である申請者のみ）

エ 法第１３条第１項第１号に規定する欠格条項に関する申告書 （全員）

申告書は、特定農林水産物等審査要領別記様式５に従って作成してください。

（注）特定農林水産物等審査要領は、農林水産省のウェブサイトから入手することができます。

農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト

URL http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

オ 法第１３条第１項第２号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類 （全員）

最近の事業年度における財産目録・貸借対照表・収支計算書を提出してください。

なお、これらの書類を添付することが難しい場合には、預貯金通帳の写し等を提出することもできます。

カ 法第１３条第１項第２号ニに規定する必要な体制が整備されていることを証明する書類 （全員）

申請者の組織に関する規程、業務分担表等を提出してください。

キ 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類 （全員）

申請書の「４ 農林水産物等の生産地」、「５ 農林水産物等の特性」、「６ 農林水産物等の生産の方法」、「７ 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由」及び「８ 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績」欄に記載した内容を裏付ける書類（録音したものや録画したものを含まず。）を提出することができます。

例えば、申請書に科学的データを記載した場合には、それを裏付ける論文や検査機関の検査結果等がこれに該当します。また、生産地の範囲や伝統性の記載を裏付ける新聞や雑誌の記事、論文等もこれに該当します。

ク 申請農林水産物等の写真 (全員)

申請農林水産物等の写真を1葉添付してください。

ケ 商標権者等の承諾を証明する書類 (法第13条第1項第4号口に該当する申請者のみ)

本ガイドラインの様式本-1に従って作成してください。この承諾は、法に基づく登録がされることについての承諾である必要があり、申請者が商標権者等から通常使用権等の利用権の設定を受けているだけでは足りないことに注意してください。

コ 翻訳文 (外国語により書類を作成した申請者のみ)

(3) 申請する際には、別添の「地理的表示登録申請 提出書類等 チェックリスト」も利用しつつ、上記の提出書類に漏れがないかどうかよく確認してください。

2 申請の方法

(1) 1つの農林水産物等の区分に対して、1件の登録が行われますので、1つの農林水産物等の区分ごとに1件の申請を行う必要があります。したがって、2つ以上の農林水産物等の区分について、1件にまとめて申請することはできません。

(2) 申請は、正本1通（副本の提出は不要です。）を、郵送又は持参により、提出窓口（農林水産省食料産業局知的財産課）まで提出してください。持参により提出する場合には受付時間にご注意ください。

なお、いずれの場合も、窓口に着した日が申請日となりますので、郵送により提出した場合であっても農林水産省に着した日が申請日となるわけではありません。

【申請の受付窓口】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4284

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

3 申請の受付・形式補正

申請が受け付けられますと、申請者には、申請を受け付けた旨の通知（特定農林水産物等審査要領別記様式1）がなされます。

受付後、申請の方式等について形式的な審査が行われます（具体的な内容については、特定農林水産物等審査要領をご参照ください。）。

審査の結果、申請の内容に形式的な不備がある場合には、農林水産省食料産業局知的財産課の審査担当者（以下単に「審査官」という。）が申請者に対し補正を求めることがあります（特定農林水産物等審査要領別記様式2）。補正を求められた場合には、その内容を精査の上、適切な対応をしてください（適切な対応がとられない場合には、申請が却下される場合等がありますので注意してください。）。

なお、補正が必要な場合には、特定農林水産物等審査要領別記様式3に従って補正を行って

ください。

第3 公示から登録まで

1 公示

形式的な不備のない申請（不備を補正した申請を含みます。）については、その内容が、農林水産省のウェブサイト上に、公示されます。

農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト

URL http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

2 意見書提出手続

公示後3か月間は、意見書提出期間となります。意見書が提出された場合には、意見書の写しを申請者に送付致しますので（特定農林水産物等審査要領別記様式10）、意見書の内容を踏まえ、あらためて地域内で話し合いを行う、申請書等の内容を補正する、追加して書類を提出する等の対応をご検討ください（もちろん、意見書の内容によっては、「何もしない」という対応をとることも考えられます。）。

3 現地調査

審査官は、必要に応じて、申請農林水産物等について現地調査を行う場合があります。現地調査を行うに当たっては、事前に、通知（特定農林水産物等審査要領別記様式12）を申請者に送付致します。

4 実質的な補正

- (1) 申請者は、申請書、明細書、生産行程管理業務規程の内容を変更したいと考えた場合には、補正をすることができます。
- (2) 審査官は、申請者に対し、審査や意見書提出手続・学識経験者からの意見聴取手続の結果を踏まえ、申請書、明細書、生産行程管理業務規程の内容の補正を求める場合があります（特定農林水産物等審査要領別記様式13）。

この場合には、特定農林水産物等審査要領別記様式14に従って補正を行ってください。

第4 登録

1 登録の場合

審査の結果、登録が適当であると判断される場合には、申請者には、登録をする旨の通知（特定農林水産物等審査要領別記様式15）がなされます。

ただし、登録免許税を納付するまでは、登録が完了しませんので、この通知を受け取りましたら、必ず、登録免許税を納付し、特定農林水産物等審査要領別記様式16に従って、領収証書の原本を農林水産省食料産業局知的財産課（申請の受付窓口と同じ）まで提出してください。

領収証書の原本が提出されますと、登録者には、特定農林水産物等登録証が交付されます。

2 登録の拒否の場合

審査の結果、登録が不相当であると判断される場合には、申請者には、登録を拒否する旨の通知（特定農林水産物等審査要領別記様式6）がなされます。

なお、この登録の拒否の判断は、行政処分ですので、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づき不服を申し立てることができます。

第5 生産者団体の追加の申請

1 生産者団体の追加の申請に必要な書類等の準備

(1) 法第15条第1項の規定に基づく生産者団体の追加の申請には、変更申請書、明細書、生産行程管理業務規程が必要となります。

これらの書類は、変更の申請書については別紙4「法第15条第1項の変更申請書作成マニュアル」、明細書について別紙2「明細書作成マニュアル」、生産行程管理業務規程について別紙3「生産行程管理業務規程作成マニュアル」に従ってそれぞれ作成してください。

(2) 法第15条第1項の規定に基づく生産者団体の追加の申請には、以下の書類が必要となります。括弧内に「全員」と記載がある場合には、申請者は、必ずその書類を添付しなければなりません。それ以外の場合は、記載された申請者のみとその書類を添付すれば足ります。

ア 委任状 (代理人により申請をする申請者のみ)

イ 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類 (全員)

以下の各場合に応じて、添付する書類が異なりますので、注意してください。

(ア) 申請者が、法令において加入の自由の定めがある法人の場合には、登記事項証明書

(注) 「法令において加入の自由の定めがある」とは、例えば、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第20条の規定があるような場合をいいます。

(イ) 申請者が、定款等の基本約款において加入の自由の定めがある法人の場合には、登記事項証明書と定款等の基本約款

(ウ) 申請者が、法人でない場合には、定款等の基本約款

ウ 誓約書 (外国団体である申請者のみ)

エ 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書 (全員)

申告書は、特定農林水産物等審査要領別記様式5に従って作成してください。

(注) 特定農林水産物等審査要領は、農林水産省のウェブサイトから入手することができます。

農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト

URL http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

オ 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類 (全員)

最近の事業年度における財産目録・貸借対照表・収支計算書を提出してください。

なお、これらの書類を添付することが難しい場合には、預貯金通帳の写し等を提出する

こともできます。

カ 法第 13 条第 1 項第 2 号ニに規定する必要な体制が整備されていることを証明する書類
(全員)

申請者の組織に関する規程、業務分担表等を提出することができます。

キ 翻訳文 (外国語により添付書類を作成した申請者のみ)

2 生産者団体の追加の申請の方法

法第 15 条第 1 項の規定に基づく生産者団体の追加の申請は、正本 1 通（副本の提出は不要です。）を、郵送又は持参により、提出窓口（農林水産省食料産業局知的財産課）まで提出してください。持参により提出する場合には受付時間にご注意ください。

なお、いずれの場合も、窓口に着した日が申請日となりますので、郵送により提出した場合であっても農林水産省に到着した日が申請日となるわけではありません。

【申請の受付窓口】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4284

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

3 変更申請後の手続

第 2・3、第 3、第 4 に準じた手続が行われます。

第2章 登録後の手続について

第1 はじめに

本章は、法に基づき登録を受けた方（登録生産者団体）を主な対象とし、登録後の手続において、注意すべき点をわかりやすく説明したものです。

登録を受けると、登録生産者団体は、自らが策定した生産行程管理業務規程に従って、生産行程管理業務を行うこととなります。また、登録後に、明細書や生産行程管理業務規程の内容を変更したり、生産行程管理業務を休止・廃止したりする場合もあるかと思えます。

第2では、生産行程管理業務を行う際の注意点について

第3では、登録後に、明細書の内容を変更する場合の手続について

第4では、登録後に、登録生産者団体の名称等を変更する場合の手続について

第5では、登録後に、生産行程管理業務規程の内容を変更する場合の手続について

第6では、登録後に、生産行程管理業務を休止する場合の手続について

第7では、登録後に、生産行程管理業務を廃止するなどして登録が失効する場合の手続について

第8では、登録後に、商標権者等が承諾を撤回する場合の手続について

第9では、特定農林水産物等登録簿の謄写等について

それぞれ説明しています。

登録を受けた方は、本章を参考にして、地理的表示保護制度を活用していただければと思います。

第2 生産行程管理業務

1 生産行程管理業務の実施

登録生産者団体は、登録を受けた後、自らが策定した生産行程管理業務規程に従って、生産行程管理業務を行ってください。

生産行程管理業務規程に従った生産行程管理業務が行われない場合には、措置命令（行政命令）の対象となる、登録が取り消されるといった不利益処分を受ける場合がありますので、ご注意ください。

2 実績報告書の作成・提出

(1) 登録生産者団体は、生産行程管理業務を行った後に、生産行程管理業務実績報告書を作成してください。なお、生産行程管理業務実績報告書は、少なくとも年1回作成していただくこととなります（生産行程管理業務規程において、年1回よりも多い回数作成することとした場合には、作成は年1回よりも多くなります。）。

生産行程管理業務実績報告書の作成に当たっては、特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」の別紙様式に従ってください。

(注) 特定農林水産物等審査要領は、農林水産省のウェブサイトから入手することができます。

農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト

URL http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

(2) 生産行程管理業務実績報告書の作成が終わりましたら、以下の書類（各書類を2部ずつ）を、生産行程管理業務規程に定めた提出時期までに（必着）、登録生産者団体の所在地を管轄している地方農政局等に、郵送又は持参により提出してください。

- ① 生産行程管理業務実績報告書
- ② 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料
(例：登録生産者団体が作成した検査記録等)
- ③ その時点における最新の明細書
- ④ その時点における最新の生産行程管理業務規程

| 【生産行程管理業務実績報告書等の提出先】 | |
|--|---|
| 登録生産者団体の所在地 | 地方農政局等 |
| 北海道 | <p>(担当部署) 北海道農政事務所生産経営産業部 事業支援課</p> <p>(住所) 〒064-8518 札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2 - 22 エムズ南 22 条ビル</p> <p>(電話番号) 011-330-8810</p> |
| 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 | <p>(担当部署) 東北農政局経営・事業支援部 地域食品課</p> <p>(住所) 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1</p> <p>(電話番号) 022-263-1111 (内線 4374)</p> |
| 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県 | <p>(担当部署) 関東農政局経営・事業支援部 地域食品課</p> <p>(住所) 〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2 - 1 (さいたま新都心合同庁舎 2 号館)</p> <p>(電話番号) 048-740-0152</p> |
| 新潟県、富山県、石川県、福井県 | <p>(担当部署) 北陸農政局経営・事業支援部 地域食品課</p> <p>(住所) 〒920-8566 金沢市広坂 2 - 2 - 60 (金沢広坂合同庁舎)</p> |

| | |
|-------------------------------------|---|
| | <p>(電話番号) 076-232-4890</p> |
| 岐阜県、愛知県、三重県 | <p>(担当部署) 東海農政局経営・事業支援部 地域食品課</p> <p>(住所) 〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2</p> <p>(電話番号) 052-223-4602</p> |
| 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 | <p>(担当部署) 近畿農政局経営・事業支援部 地域食品課</p> <p>(住所) 〒602-8054 京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎)</p> <p>(電話番号) 075-414-9025</p> |
| 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 | <p>(担当部署) 中国四国農政局経営・事業支援部 地域食品課</p> <p>(住所) 〒700-8532 岡山市北区下石井1-4-1 (岡山第2合同庁舎)</p> <p>(電話番号) 086-224-4511 (内線 2413、2157)</p> |
| 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 | <p>(担当部署) 九州農政局経営・事業支援部 地域食品課</p> <p>(住所) 〒860-8527 熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎)</p> <p>(電話番号) 096-211-9111 (内線 4396)</p> |
| 沖縄県 | <p>(担当部署) 内閣府沖縄総合事務局農林水産部 食品・環境課</p> <p>(住所) 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館)</p> |

| | |
|--|------------------------|
| | (電話番号) 098-866-1673 |
|--|------------------------|

3 実績報告書等の保存

生産行程管理業務実績報告書等の提出後、生産行程管理業務実績報告書と生産行程管理業務の対応実績が分かる資料（上記2（2）②の資料及びこれを作成するために使用し生産者団体において保管する資料）については、その提出の日から5年間、保存が義務付けられていますので、大切に保管しておいてください。

生産行程管理業務実績報告書等の保存義務を怠った場合には、措置命令（行政命令）の対象となる、登録が取り消されるといった不利益処分を受ける場合がありますので、ご注意ください。

第3 明細書の変更

1 明細書の内容を変更する場合とその手続について

明細書の内容を変更する場合については、変更する内容によって手続が異なります。

【明細書の記載事項】

明細書には、①作成者、②農林水産物等の区分、③農林水産物等の名称、④農林水産物等の生産地、⑤農林水産物等の特性、⑥農林水産物等の生産の方法、⑦農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由、⑧農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績、⑨法第13条第1項第4号ロ該当の有無等、⑩連絡先を記載することになります（別紙2「明細書作成マニュアル」）。

(1) 明細書の①「作成者」の記載を変更する場合

この場合には、明細書の記載を変更した後に、法第17条第1項の規定に基づく届出をすることになります。詳しくは、後記第4をご覧ください。

(注) 明細書の①「作成者」の記載を変更する場合とは、登録生産者団体の住所が変更になる場合、登録生産者団体の名称が変更になる場合、登録生産者団体の代表者（管理人）が変更になる場合、登録生産者団体のウェブサイトのアドレスが変更になる場合をいいます。

(2) 明細書の③「農林水産物等の名称」から⑨「法第13条第1項第4号ロ該当の有無等」までの記載を変更する場合

この場合には、その変更が登録事項に反するか否かによって手続が異なります。

(注) この場合の登録事項とは、法第7条第1項第3号から第8号までに掲げる事項をいいます。

(参考)

(登録の申請)

法第7条 前条の登録（第15条、第16条、第17条第2項及び第3項並びに第22条第1項第1号ニを除き、以下単に「登録」という。）を受けようとする生産者団体は、農林水産

省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 生産者団体の名称及び住所並びに代表者（法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- 二 当該農林水産物等の区分
- 三 当該農林水産物等の名称
- 四 当該農林水産物等の生産地
- 五 当該農林水産物等の特性
- 六 当該農林水産物等の生産の方法
- 七 第二号から前号までに掲げるもののほか、当該農林水産物等を特定するために必要な事項
- 八 第二号から前号までに掲げるもののほか、当該農林水産物等について農林水産省令で定める事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

2・3 (略)

(注) 明細書の記載の変更が登録事項に反するとは、例えば、生産の方法として「「〇〇みかん」の糖度は10度から12度」が登録事項となっている場合に、明細書の記載を「「〇〇みかん」の糖度は10度から12度」を「「〇〇みかん」の糖度は9度から10度」と変更するような場合をいいます。

明細書の記載の変更が登録事項に反しないとは、例えば、上記の例において、明細書の記載を「「〇〇みかん」の糖度は10度から12度」を「「〇〇みかん」の糖度は11度から12度」と変更するような場合をいいます。

ア 明細書の記載の変更が登録事項に反する場合には、明細書の記載の変更をする前に、法第16条第1項の規定に基づく変更の登録の申請をすることになります。詳しくは、後記2をご覧ください。

イ 明細書の記載の変更が登録事項に反しない場合には、明細書の記載を変更した後に、変更後の明細書（2部）を、農林水産省食料産業局知的財産課に、郵送又は持参により提出してください。

【提出先】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4284

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

(3) 明細書の⑩「連絡先」の記載を変更する場合

この場合には、明細書の記載を変更した後に、変更後の明細書（2部）を、農林水産省食

料産業局知的財産課に、郵送又は持参により提出してください。

【提出先】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

電話 03-3502-8111 (代表) 内線 4284

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

2 法第16条第1項の規定に基づく変更の登録の申請

明細書の③「農林水産物等の名称」から⑨「法第13条第1項第4号ロ該当の有無等」までの記載を変更する場合であって、明細書の記載の変更が登録事項に反する場合には、法第16条第1項の規定に基づく変更の登録の申請が必要となります。

(1) 変更の登録の申請に必要な書類等の準備

ア 法第16条第1項の規定に基づく変更の登録の申請には、変更申請書、明細書、生産行程管理業務規程が必要となります。

変更申請書については、別紙5「法第16条第1項の変更申請書作成マニュアル」に従って作成してください。

明細書と生産行程管理業務規程については、明細書の記載の変更を反映した最新のものを提出していただくことになります。

イ 法第16条第1項の規定に基づく変更の登録の申請には、以下の書類が必要となります。括弧内に「全員」と記載がある場合には、変更申請者は、必ずその書類を添付しなければなりません。それ以外の場合は、記載された変更申請者のみがその書類を添付すれば足りません。

(ア) 委任状 (代理人により変更の登録の申請をする変更申請者のみ)

(イ) 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類 (明細書の記載の変更により生産行程管理業務規程を変更する変更申請者のみ)

最近の事業年度における財産目録・貸借対照表・収支計算書を提出してください。

なお、これらの書類を添付することが難しい場合には、預貯金通帳の写し等を提出することもできます。

(ウ) 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制が整備されていることを証明する書類 (明細書の記載の変更により生産行程管理業務規程を変更する変更申請者のみ)

変更申請者の組織に関する規程、業務分担表等を提出してください。

(エ) 特定農林水産物等に該当することを証明する書類 (明細書の記載のうち④「農林水産物等の生産地」、⑤「農林水産物等の特性」、⑥「農林水産物等の生産の方法」、⑦「農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由」、⑧「農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績」を変更する変更申請者のみ)

変更申請書の「4 変更を求める事項」の「(2) 農林水産物等の生産地」・「(3) 農林水産物等の特性」・「(4) 農林水産物等の生産の方法」・「(5) 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由」・「(6) 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績」欄に記載した内容を裏付ける書類（録音したものや

録画したものを含みます。)を提出することができます。

例えば、変更申請書に科学的データを記載した場合には、それを裏付ける論文や検査機関の検査結果等がこれに該当します。また、生産地の範囲や伝統性の記載を裏付ける新聞や雑誌の記事、論文等もこれに該当します。

(オ) 翻訳文 (外国語により添付書類を作成した変更申請者のみ)

(2) 変更の登録の申請の方法

法第 16 条第 1 項の規定に基づく変更の登録の申請は、正本 1 通 (副本の提出は不要です。)を、郵送又は持参により、提出窓口 (農林水産省食料産業局知的財産課) まで提出してください。持参により提出する場合には受付時間にご注意ください。

なお、いずれの場合も、窓口に到着した日が変更の登録の申請日となりますので、郵送により提出した場合であっても農林水産省に到着した日が変更の登録の申請日となるわけではありません。

【変更の登録の申請の受付窓口】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号

電話 03-3502-8111 (代表) 内線 4284

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

(3) 変更の登録の申請の受付・形式補正

変更の登録の申請が受け付けられますと、変更申請者には、変更の登録の申請を受け付けたい旨の通知 (特定農林水産物等審査要領別記様式 17) がなされます。

受付後、変更の登録の申請の方式等について形式的な審査が行われます (具体的な内容については、特定農林水産物等審査要領をご参照ください)。

審査の結果、変更の登録の申請の内容に形式的な不備がある場合には、農林水産省食料産業局知的財産課の審査官が申請者に対し補正を求めることがあります (特定農林水産物等審査要領別記様式 18)。補正を求められた場合には、その内容を精査の上、適切な対応をしてください (適切な対応がとられない場合には、変更の登録の申請が却下される場合等がありますので注意してください)。

なお、補正が必要な場合には、特定農林水産物等審査要領別記様式 19 に従って補正を行ってください。

(4) 公示から登録まで

(注) (4) の手続は、変更の登録の申請の対象となる事項が軽微な事項に該当する場合には、行われません。

ア 公示

形式的な不備のない変更の登録の申請 (不備を補正した変更の登録の申請を含みます。)については、その内容が、農林水産省のウェブサイト上に、公示されます。

イ 意見書提出手続

公示後3か月間は、意見書提出期間となります。意見書が提出された場合には、意見書の写しを変更申請者に送付致しますので（特定農林水産物等審査要領別記様式25）、意見書の内容を踏まえ、あらためて地域内で話し合いを行う、変更申請書等の内容を補正する、追加して書類を提出する等の対応をご検討ください（もちろん、意見書の内容によっては、「何もしない」という対応をとることも考えられます。）。

ウ 現地調査

審査官は、必要に応じて、現地調査を行う場合があります。現地調査を行うに当たっては、事前に、通知（特定農林水産物等審査要領別記様式26）を申請者に送付致します。

(5) 実質的な補正

ア 変更申請者は、変更申請書、明細書、生産行程管理業務規程の内容を変更したいと考えた場合には、補正をすることができます。

イ 審査官は、変更申請者に対し、審査や意見書提出手続・学識経験者からの意見聴取手続の結果を踏まえ、変更申請書、明細書、生産行程管理業務規程の内容の補正を求め場合があります（特定農林水産物等審査要領別記様式27）。

この場合には、**特定農林水産物等審査要領別記様式28に従って補正を行ってください。**

(6) 変更の登録

ア 変更の登録の場合

審査の結果、変更の登録が適当であると判断される場合には、変更申請者には、変更の登録をする旨の通知（特定農林水産物等審査要領別記様式29）がなされます。

イ 変更の登録の拒否の場合

審査の結果、変更の登録が不適當であると判断される場合には、変更申請者には、変更の登録を拒否する旨の通知（特定農林水産物等審査要領別記様式22）がなされます。

なお、この登録の拒否の判断は、行政処分ですので、不服がある場合には、行政不服審査法又は行政事件訴訟法に基づき不服を申し立てることができます。

第4 登録生産者団体の名称等の変更

明細書の①「作成者」の記載を変更する場合には、**明細書の記載を変更した後に、法第17条第1項の規定に基づく届出**をすることになります。

届出は、**届出書及び最新の明細書（各2部）を、農林水産省食料産業局知的財産課に、郵送又は持参により提出してください。**また、**届出書は、特定農林水産物等審査要領別記様式30に従って作成してください。**

【提出先】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

電話 03-3502-8111 (代表) 内線 4284

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

第5 生産行程管理業務規程の変更

生産行程管理業務規程の記載を変更する場合には、その記載の変更をする前に、法第18条の規定に基づく届出をすることになります。

届出は、届出書（2部）を、農林水産省食料産業局知的財産課に、郵送又は持参により提出してください。また、届出書は、本ガイドラインの様式本-2に従って作成してください。

【提出先】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

電話 03-3502-8111 (代表) 内線 4284

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

第6 生産行程管理業務の休止

1 生産行程管理業務を休止する場合には、休止をする前に、法第19条の規定に基づく届出をすることになります。

届出は、届出書（2部）を、農林水産省食料産業局知的財産課に、郵送又は持参により提出してください。また、届出書は、本ガイドラインの様式本-3に従って作成してください。

【注意】

生産行程管理業務を休止しますと、休止をした登録生産者団体の構成員である生産業者は、登録された地理的表示と登録標章を使用することはできなくなります。

2 生産行程管理業務を休止した登録生産者団体がその生産行程管理業務を再開する場合には、再開をする前に、その旨を届け出てください。

届出は、届出書（2部）を、農林水産省食料産業局知的財産課に、郵送又は持参により提出してください。また、届出書は、本ガイドラインの様式本-4に従って作成してください。

【提出先】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

電話 03-3502-8111 (代表) 内線 4284

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

第7 登録の失効

登録が失効した場合には、登録が失効した後に、法第20条第2項の規定に基づく届出をすることになります。

(注) 登録が失効する場合とは、①登録生産者団体が解散した場合においてその清算が終了したとき、②登録生産者団体が生産行程管理業務を廃止したときをいいます。

なお、生産行程管理業務の休止期間が7年を経過しますと、生産行程管理業務を廃止したと判断されますので、ご注意ください。

届出は、届出書（2部）を、農林水産省食料産業局知的財産課に、郵送又は持参により提出してください。また、届出書は、本ガイドラインの様式本-5に従って作成してください。

【提出先】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4284

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

第8 商標権者等の承諾の撤回

商標権者等が、登録に係る特定農林水産物等について、法に基づく登録をすることについて承諾していたが、登録後に、これを撤回する場合には、本ガイドラインの様式本-6に従って作成した撤回書を農林水産省食料産業局知的財産課に、郵送又は持参により提出してください。

【提出先】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4284

受付時間：10時から12時まで、13時から17時まで

第9 特定農林水産物等登録簿の謄写等

1 特定農林水産物等登録簿等の謄写

特定農林水産物等登録簿、明細書及び生産行程管理業務規程の謄写を希望する方は、以下のいずれかの方法により、特定農林水産物等登録簿の謄写をすることができます。

(1) 農林水産省食料産業局知的財産課に来課する方法

農林水産省食料産業局知的財産課の窓口まで来ていただき、特定農林水産物等登録簿等を謄写していただきます。

謄写を希望される方は、本ガイドラインの様式本-7に従って作成した請求書を提出してください。

(2) 郵送による方法

返信用切手を同封の上、本ガイドラインの様式本-7に従って作成した請求書を農林水産省食料産業局知的財産課に、郵送してください。

【郵送による方法の場合】

謄写を希望される特定農林水産物等登録簿、明細書及び生産行程管理業務規程のページ数に応じ

て、必要となる切手の額が異なりますので、郵送による方法を希望する方は、**事前に**、下記窓口へ問合せをしてください。

農林水産省食料産業局知的財産課

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4284

【郵送先】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4284

2 登録に係る特定農林水産物等に関する証明の請求

登録に係る特定農林水産物等に関する証明を希望する方は、以下のいずれかの方法により、登録に係る特定農林水産物等に関する証明（特定農林水産物等審査要領別記様式31）を求めることができます。

(1) 農林水産省食料産業局知的財産課に来課する方法

登録に係る特定農林水産物等に関する証明を希望する方は、農林水産省食料産業局知的財産課の窓口まで来ていただき、**本ガイドラインの様式本-8に従って作成した請求書**を提出してください。

(2) 郵送による方法

返信用切手を同封の上、**本ガイドラインの様式本-8に従って作成した請求書**を農林水産省食料産業局知的財産課に、郵送してください。

【郵送による方法の場合】

請求を希望される特定農林水産物等の数に応じて、必要となる切手の額が異なりますので、郵送による方法を希望する方は、**事前に**、下記窓口へ問合せをしてください。

農林水産省食料産業局知的財産課

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4284

【郵送先】

農林水産省食料産業局知的財産課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

電話 03-3502-8111（代表） 内線 4284

(別添)地理的表示登録申請 提出書類等 チェックリスト

| 準備する書類・資料 | | 確認欄 |
|-----------|--|--|
| | | チェック |
| 0 | 申請書 [様式集「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 施行規則別記様式第1号(申請書)」] 申請者欄に押印 (代理人申請の場合は代理人欄にも) | 全員 全員 |
| 1 | 明細書 [様式集「申請者ガイドライン様式別2-1(明細書)」] (共同申請の場合)申請者ごとに作成する | 全員 共同申請のみ |
| 2 | 生産行程管理業務規程 [様式集「申請者ガイドライン様式別3-1(生産行程管理業務規程)」] (共同申請の場合)申請者ごとに作成する | 全員 共同申請のみ |
| 3 | 代理人により申請する場合、その権限を証明する委任状等の書類 | 該当者のみ |
| 4 | 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類 【内容は、地理的表示保護制度申請者ガイドライン第1章第2の1の(2)のイを参照】 (1) 申請者が法人(法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。)の場合は、登記事項証明書 (2) 申請者が法人((1)に該当する場合を除く。)の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款 (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款 | 全員 (共同申請は申請者ごとに提出) 左記のうち該当するもの |
| 5 | 外国の団体の場合は、誓約書 | 該当者のみ (共同申請は申請者ごとに提出) |
| 6 | 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書 [様式集「特定農林水産物等審査要領別記様式5(申告書)」] | 全員 (共同申請は申請者ごとに提出) |
| 7 | 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類 【内容は、地理的表示保護制度申請者ガイドライン第1章第2の1の(2)のオを参照】 | 全員 (共同申請は申請者ごとに提出) |
| 8 | 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類 【内容は、地理的表示保護制度申請者ガイドライン第1章第2の1の(2)のカを参照】 | 全員 (共同申請は申請者ごとに提出) |
| 9 | 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類 【内容は、地理的表示保護制度申請者ガイドライン第1章第2の1の(2)のキを参照】 | 全員 |
| 10 | 申請農林水産物等の写真 【申請農林水産物等の写真1葉】 | 全員 |
| 11 | 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類 【地理的表示として申請することについての承諾書】 [様式集「申請者ガイドライン様式本-1(承諾書)」] | 該当者のみ |
| 12 | 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文 | 該当者のみ |

承諾書

農林水産大臣 殿

年 月 日

承諾者

住所

氏名又は名称 印

代表者の氏名

下記1の登録商標の商標権者（専用使用権者）である私は、下記2の農林水産物等について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく登録をすることについて承諾します。

記

1 商標について

- (1) 商標権者の氏名又は名称
- (2) 登録商標
- (3) 指定商品又は指定役務
- (4) 商標登録の登録番号
- (5) 商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日
- (6) 専用使用権者の氏名又は名称

2 農林水産物等について

- (1) 農林水産物等の区分
- (2) 農林水産物等の名称

生産行程管理業務規程の変更の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（管理人）の氏名 印

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第18条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 変更後の生産行程管理業務規程
別添のとおり（※）

（※）変更後の生産行程管理業務規程には、下線を引くなどして、変更箇所がわかるようにしてください。

生産行程管理業務の休止の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所

名称

代表者（管理人）の氏名 印

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第19条の規定に基づき、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 生産行程管理業務の休止を開始する日
- 5 生産行程管理業務を休止する理由
- 6 生産行程管理業務の再開予定日

生産行程管理業務の再開の届出書

農林水産省食料産業局知的財産課長 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（管理人）の氏名 印

生産行程管理業務を再開しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 生産行程管理業務の再開をする日

登録失効の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所

名称

代表者（管理人）の氏名 印

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号

2 登録に係る特定農林水産物等の区分

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 登録失効事由及びその年月日

登録失効事由 第20条第1項第1号

第20条第1項第2号

（説明）

登録失効の年月日

撤回書

農林水産大臣 殿

年 月 日

撤回者

住所

氏名又は名称 印

代表者の氏名

下記1の登録商標の商標権者（専用使用権者）である私は、下記2の登録に係る特定農林水産物等について、年 月 日に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく登録をすることについて承諾しましたが、今般、これを撤回します。

記

1 商標について

- (1) 商標権者の氏名又は名称
- (2) 登録商標
- (3) 指定商品又は指定役務
- (4) 商標登録の登録番号
- (5) 商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日
- (6) 専用使用権者の氏名又は名称

2 登録に係る特定農林水産物等について

- (1) 登録番号
- (2) 登録に係る特定農林水産物等の区分
- (3) 登録に係る特定農林水産物等の名称

特定農林水産物等登録簿等の謄写請求書

農林水産省食料産業局知的財産課長 殿

年 月 日

住所（〒 ）

氏名又は名称

電話番号

- 下記の登録に係る
- | | | |
|--------------------------|-------------|---------------|
| <input type="checkbox"/> | 特定農林水産物等登録簿 | の謄写を請求します（※）。 |
| <input type="checkbox"/> | 明細書 | |
| <input type="checkbox"/> | 生産行程管理業務規程 | |

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称

（※）謄写を希望される書類に「✓」を付してください。

特定農林水産物等の登録の証明請求書

農林水産省食料産業局知的財産課長 殿

年 月 日

住所（〒 ）

氏名又は名称

電話番号

下記の特定農林水産物等について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第6条の登録がされていることの証明を請求します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称

(別紙1)

申請書作成マニュアル

第1 申請書の様式等

1 申請書の様式

申請書の様式は法定されていますので、この様式に従って申請書を作成してください。

法定された様式に従わない申請書については、不適法なものとして、申請が却下される場合がありますので、注意してください。

申請書の様式については、下記の農林水産省のウェブサイトからダウンロードすることができます。

| |
|---|
| 農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト URL http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html |
|---|

2 申請書の規格

申請書の用紙は、A4サイズとし、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用いて、片面に記載してください（両面印刷はしないでください）。

余白は、少なくとも用紙の上下左右各2センチメートルをとってください。

3 申請書の用語

申請書は、日本語で作成してください。ただし、生産者団体の名称及び住所、代表者（法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人）の氏名並びに申請農林水産物等の名称については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認させていただく場合があります。

第2 申請書の記載事項

1 日付

日付は、申請書を提出する日（郵送にする場合には送付する日）の年月日を記載してください。

【記載例1】

別記

様式第一号（第六条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

平成27年6月1日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

2 申請書を提出する者

(1) 申請者本人が申請書を提出する場合の記載方法

申請書を提出する者が申請者本人である場合には、「□申請者」の「□」欄に「✓」を付してください。

申請者の住所や名称は、本項には記載せず、「1 申請者」欄に記載してください。

【記載例 2-①】

| | |
|--|--------------------------------------|
| (この申請書を提出する者) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 申請者 (1に記載) | <input type="checkbox"/> 代理人 (以下に記載) |
| 住所又は居所 (フリガナ) : (〒) | |
| 氏名又は名称 (フリガナ) : | 印 |
| 法人の場合には代表者氏名 : | |
| 電話番号 : | |

なお、「□申請者」の「□」欄に「✓」を付すことが難しい場合には、「■」とするなど、「□申請者」の「□」欄にチェックが入れていることが明確に分かるようにしてください(「□」欄のチェックの方法については、以下も同じです)。

【記載例 2-②】

| | |
|--|--------------------------------------|
| (この申請書を提出する者) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 申請者 (1に記載) | <input type="checkbox"/> 代理人 (以下に記載) |
| 住所又は居所 (フリガナ) : (〒) | |
| 氏名又は名称 (フリガナ) : | 印 |
| 法人の場合には代表者氏名 : | |
| 電話番号 : | |

(2) 代理人が申請書を提出する場合の記載方法

申請書を提出する者が代理人である場合には、「□代理人」の「□」欄に「✓」を付した上で、代理人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号を記載し、「氏名又は名称」欄に押印してください。なお、代理人が氏名を自署する場合には、押印する必要はありません。

「フリガナ」欄には、住所又は居所及び氏名又は名称の読み方をカタカナで記載してください。

【記載例 2-③】

| | |
|-------------------------------------|--|
| (この申請書を提出する者) | |
| <input type="checkbox"/> 申請者 (1に記載) | <input checked="" type="checkbox"/> 代理人 (以下に記載) |
| 住所又は居所 (フリガナ) : (〒〇〇〇-〇〇〇〇) | <u>トウキョウトチヨダクカスミガセキ</u> <u>マル</u> <u>東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号</u> <u>〇</u> <u>マルホウリツジムシヨ</u> <u>〇法律事務所</u> |

マルマル マルマル

氏名又は名称（フリガナ）： 〇〇 〇〇 印
法人の場合には代表者氏名：
電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

3 申請者

(1) 「単独申請又は共同申請の別」欄の記載方法

申請者が単独の場合には「 単独申請」の「」欄に、申請者が複数の場合には「 共同申請」の「」欄に、それぞれ「」を付してください。

【記載例3-①】

単独申請の場合

1 申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

共同申請の場合

1 申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

(2) 「名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名」欄の記載方法

ア 「住所」、「名称」及び「代表者（管理人）の氏名」欄には、商業登記簿等の公簿上の表記（申請者が法人でない団体の場合には、定款等の基本約款の記載）どおり、申請者の住所及び名称並びに代表者（又は管理人）の氏名を正確に記載し、「名称」欄に押印してください。なお、代表者（又は管理人）の氏名を記載するに当たっては、その肩書も記載するようにしてください。

「フリガナ」欄には、住所及び名称の読み方をカタカナで記載してください。

「ウェブサイトのアドレス」欄には、申請者のウェブサイトをアドレス（URL）を正確に記載してください。なお、「ウェブサイトのアドレス」欄の記載は任意ですので、記載しないこともできます。

【記載例3-②】

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

トウキョウトチヨダクカスミガセキ

住所（フリガナ）：(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号

マルマルノウギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）：〇〇農業協同組合 印

代表者（管理人）の氏名：組合長 〇〇 〇〇

ウェブサイトのアドレス：http://www.××××××/

イ 申請者が外国の団体の場合には、「住所」、「名称」及び「代表者（管理人）の氏名」欄の

記載に当たっては、外国語を用いることもできます（日本語での記載も可）。また、外国語を用いる場合には、その読み方を「フリガナ」欄に記載することもできます。

ウ 共同申請の場合には、共同申請者全員について、「名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名」欄に記載してください。

【記載例 3-③】

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

（申請者①）

トウキョウトチヨダクカスミガセキ

住所（フリガナ）：（〒〇〇〇-〇〇〇〇）東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号

マルマルノウギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）：〇〇農業協同組合 印

代表者（管理人）の氏名：組合長 〇〇 〇〇

ウェブサイトのアドレス：http://www. ××××××/

（申請者②）

トウキョウトチヨダクカスミガセキ

住所（フリガナ）：（〒△△△-△△△△）東京都千代田区霞ヶ関△丁目△番△号

サンカクサンカクノウギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）：△△農業協同組合 印

代表者（管理人）の氏名：組合長 △△ △△

ウェブサイトのアドレス：http://www. ××××××/

(3) 「申請者の法形式」欄の記載方法

ア 「申請者の法形式」欄には、申請者の設立の根拠となっている法律名がわかるように記載してください。

【記載例 3-④】

(3) 申請者の法形式：農業協同組合法に基づき設立された農業協同組合

イ 申請者が法人でない団体の場合には、法人でない団体であることがわかるように記載してください。

【記載例 3-⑤】

(3) 申請者の法形式：法人でない団体

ウ 共同申請の場合には、共同申請者ごとに、「申請者の法形式」欄に記載してください。

【記載例 3-⑥】

(3) 申請者の法形式：

(申請者①) 農業協同組合法に基づき設立された農業協同組合

(申請者②) 法人でない団体

4 農林水産物等が属する区分

「区分名」及び「区分に属する農林水産物等」欄は、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の規定に基づき農林水産物等の区分を定める件」（平成 27 年農林水産省告示第 1395 号。以下単に「告示」といいます。）の内容を踏まえて記載する必要があります。

このため、「区分名」及び「区分に属する農林水産物等」欄の記載に当たっては、**必ず**、告示の内容を確認してください。なお、当該告示の内容は、農林水産省ウェブサイトから確認できます。

(1) 「区分に属する農林水産物等」欄の記載方法

ア 「区分に属する農林水産物等」欄には、申請農林水産物等に対応した農林水産物等を、告示の「区分に属する農林水産物等」欄から選択し、記載してください。

【記載例 4-①：申請農林水産物等がリンゴの場合】

2 農林水産物等が属する区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：りんご

イ 「区分に属する農林水産物等」欄へは、告示の「区分に属する農林水産物等」欄に定められた農林水産物等のうち、最も具体的なものを記載するようにしてください。

【記載 4-②：申請農林水産物等がリンゴの場合】

○ 良い例

2 農林水産物等が属する区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：りんご

× 悪い例（最も具体的な農林水産物等を記載していない）

2 農林水産物等が属する区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：仁果類

(注)「仁果類」は、「第3類 果実類」に属する農林水産物等として、最も具体的なものではない。

なお、申請農林水産物等に対応した農林水産物等が、告示の「区分に属する農林水産物等」欄に記載されていない場合（各区分の最後の号に規定された包括的なものに該当する場合）には、その最後の号に規定された包括的な規定内容及び申請農林水産物等の種類を記載してください。

【記載例 4-③：申請農林水産物等が告示の下欄の「その他」に該当する場合】

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第2類 野菜類

区分に属する農林水産物等：第1号から前号までに掲げるもの以外の野菜（※括弧内には申請農林水産物等の種類を記載してください）

(2) 「区分名」欄の記載方法

ア 「区分名」欄には、「区分に属する農林水産物等」欄に記載した農林水産物等に対応した区分を、告示において定められている第1類から第42類までの中から選択し、記載してください。その際、「第〇類」についても省略せず記載してください。

【記載例4-④：申請農林水産物等がリンゴの場合】

○ 良い例

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第3類 果実類

区分に属する農林水産物等：りんご

× 悪い例（適切な区分名を記載していない）

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第2類 野菜類

区分に属する農林水産物等：りんご

（注）りんごは、「第2類 野菜類」ではなく、「第3類 果実類」に含まれている。

イ 「区分名」欄には、複数の区分を記載することはできませんので、一つの区分のみを記載してください。

同一の名称を複数の区分で登録したい場合には、区分ごとに申請をしてください。

【記載例4-⑤】

○ 良い例

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第3類 野菜

× 悪い例（区分名が複数記載されている）

2 農林水産物等が属する区分

区分名：第3類 野菜

第17類 野菜加工品類

5 農林水産物等の名称

(1) 「名称」欄の記載方法

ア 「名称」欄には、申請農林水産物等の名称を記載し、「フリガナ」欄には、その漢字の読み方をカタカナで記載してください。

【記載例5-①】

3 農林水産物等の名称

マルマル

名称（フリガナ）：〇〇りんご

イ 「名称」欄には、申請農林水産物等の名称として使用されてきた名称であれば、地名を

含まない名称であっても、記載することができます。

【記載例 5-②】

3 農林水産物等の名称

マルマルマルマル

名称（フリガナ）：〇〇〇〇

（注）〇〇〇〇には地名が含まれていない。

ウ 地名を含む名称の場合、その地名は、必ずしも、現在の行政区画名として用いられている地名である必要はありません。過去の行政区画名や旧国名であっても記載することができます。

【記載例 5-③】

3 農林水産物等の名称

サンカクサンカク

名称（フリガナ）：△△りんご

（注）△△市は〇〇市と合併し、現在の行政区画名は〇〇市となっている。

（2）複数の表記法で名称を記載する場合

ア 「名称欄」には、ひらがな・カタカナ・漢字・ローマ字（アルファベット）を相互に変換することで、複数の表記法により記載することができますので、申請農林水産物等の名称に複数の表記を用いている場合には、それらを併せて記載するようにしてください。

【記載例 5-④：「りんご」の表記について、ひらがなとカタカナを用いている場合】

3 農林水産物等の名称

マルマル、マルマル

名称（フリガナ）：〇〇りんご、〇〇リンゴ

イ 「名称」欄には、外国語を用いることで、複数の表記法により記載することもできます。特に、申請農林水産物等の日本国外への輸出を想定している場合には、輸出時に使用する翻訳された名称等についても併せて記載するようにしてください。

【記載例 5-⑤】

3 農林水産物等の名称

マルマルウシ

名称（フリガナ）：〇〇牛、●●BEEF

（注）「●●」は「〇〇」をローマ字表記したもの。

ウ 申請農林水産物等を指称する名称として認知されている名称が複数ある場合には、「名称」欄には、複数の名称を記載することができます。

【記載例5-⑥：ある牛肉を指称する名称として「〇〇牛」と「〇〇ビーフ」の二つが認知されている場合】

3 農林水産物等の名称

マルマルウシ、マルマル

名称（フリガナ）：〇〇牛、〇〇ビーフ

【記載例5-⑦：あるミカンを指称する名称として「〇〇みかん」と「〇〇△△みかん」の二つが認知されている場合】

3 農林水産物等の名称

マルマル、マルマルサンカクサンカク

名称（フリガナ）：〇〇みかん、〇〇△△みかん

(4) 名称の使用実績を証明する書類の提出

「名称」欄に記載した名称（複数の名称を記載した場合にはその全て）については、申請農林水産物等を指称する名称としての使用実績があることを証明する書類を添付する必要があります。

なお、申請農林水産物等の輸出を想定して輸出時に使用することが見込まれる翻訳等された名称を記載する場合には、上記書類の添付は不要です。ただし、真に使用することが見込まれる名称に絞って記載するようにしてください。

6 農林水産物等の生産地

(1) 「生産地の範囲」欄の記載方法

ア 「生産地の範囲」欄には、申請農林水産物等の生産が行われている場所、地域等の範囲を、その範囲が明確となるように、可能な限り行政区画名を用いて記載してください。

【記載例6-①】

○ 良い例

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇県△△市及び〇〇県□□市××町

(注) 〇〇県△△市と〇〇県□□市××町は隣接している。

× 悪い例（生産地の範囲が不明確）

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇県△△市及びその周辺地域

生産地が複数の都道府県又は市町村に及んでいる場合には、その範囲を正確に記載してください。

【記載例6-②】

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇県△△市、□□市及び××市

行政区画名については、過去の行政区画名を用いることもできますが、この場合には、いつの時点における行政区画名であるかがわかるように記載してください。

【記載例 6-③：□□市は△△市と合併し、現在の行政区画名は△△市となっている場合】

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：平成〇〇年〇月〇日現在における行政区画名としての〇〇県□□市

イ 「生産地の範囲」欄の記載に当たって行政区画名を用いない場合には、申請農林水産物等の生産が行われている地の範囲が明確となるように、施設名等を用いて記載してください。

【記載例 6-④：申請農林水産物等の水揚げ地を生産地とする場合】

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇県△△市□□港

特に、「生産地の範囲」欄に、水域（海域）を記載する場合には、位置関係を示す図面を添付するようにし、図面を添付する旨を記載してください。

【記載例 6-⑤：申請農林水産物等の漁獲地を生産地とする場合】

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇県△△市□□沖（位置関係は別紙（略）のとおり）

(2) 加工品の場合

ア 申請農林水産物等が加工品の場合には、申請農林水産物等に特性を付与・保持する行為が行われる地を生産地として、「生産地の範囲」欄に記載してください。

【記載例 6-⑥：国産原料を使用し〇〇県△△市で加工したものについて、加工地を生産地とする場合】

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇県△△市

イ 原料生産地（「生産地の範囲」欄に加工地を記載した場合）又は加工地（「生産地の範囲」欄に原料生産地を記載した場合）の範囲を限定する場合には、これを生産の方法として記載することができます。

【記載例 6-⑦：国産原料を使用し〇〇県△△市で加工したものについて、加工地を生産地とする場合】

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇県△△市

5 農林水産物等の特性

(略)

6 農林水産物等の生産の方法

(説明)

(1) 原料

① 原料となる△△及び□□は、国産のものを使用する。

(略)

7 農林水産物等の特性

「農林水産物等の特性」欄には、申請農林水産物等の品質、社会的評価その他の確立した特性を記載してください。

(1) 品質を記載する場合には、特に、以下の点に注意してください。

ア 単に「おいしい」、「すばらしい」、「味が良い」、「美しい」と記載しないでください。

【記載例7-①】

× 悪い例

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇みかん」は、他の産地の一般的なミカンと比べて、とても味が良く、おいしいミカンである。

× 悪い例

5 農林水産物等の特性

(説明) 〇〇りんご」の外観はとても美しく、すばらしいリンゴである。

イ 物理的な要素、化学的な要素、微生物学的な要素、官能的な要素等を踏まえて記載してください。

【記載例7-②：物理的な要素を踏まえた記載】

○ 良い例

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なリンゴと比べて、小さなリンゴ（「〇〇りんご」の重量は××から××グラム、直径は××センチメートル以下）であり、・・・。

○ 良い例

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇漬」は、他の産地の一般的な漬物の形状とは異なって、独特な×××××といった形をしており、・・・。

【記載例7-③：化学的な要素を踏まえた記載】

○ 良い例

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なリンゴと比べて、糖度は約××度高く（「〇〇りんご」の糖度は××度）、・・・。

○ 良い例

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇牛」は、他の産地の一般的な牛肉と比べて、うまみの成分となるイノシン酸（「〇〇牛」のイノシン酸含有量は×××）を多く含み、・・・。

○ 良い例

5 農林水産物等の特性

(説明)「〇〇味噌」は、他の産地の一般的な味噌と比べて、各種アミノ酸(必須アミノ酸である××等を含んでいる。)を多く含み(「〇〇味噌」のアミノ酸含有量は××)、・・・。

【記載例7-④：微生物学的な要素を踏まえた記載】

○ 良い例

5 農林水産物等の特性

(説明)「〇〇味噌」には、豊富な栄養素を含む酵母が多く含まれており(「〇〇味噌」の酵母の含有量は××)、・・・。

【記載例7-⑤：官能的な要素を踏まえた記載】

○ 良い例

5 農林水産物等の特性

(説明)「〇〇〇〇」(魚)は、弾力のある身で歯ごたえのある食感であり、・・・。

○ 良い例

5 農林水産物等の特性

(説明)「〇〇醤油」は、一般的な醤油とは異なり、その色が××であり、・・・。

【記載例7-⑥：化学的な要素及び官能的な要素を踏まえた記載】

○ 良い例

5 農林水産物等の特性

(説明)「〇〇みかん」は、他の産地の一般的なミカンと比べて、糖度は約2、3度高く(「〇〇みかん」の糖度は××度以上)、酸味は少ない(「〇〇みかん」の酸度(クエン酸)は××%以下)、甘みと香りが強く、食味の良いミカンである。

ウ 同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴を記載してください。

【記載例7-⑦】

× 悪い例

5 農林水産物等の特性

(説明)「〇〇りんご」は、糖度が高い、甘いりんごである。

○ 良い例

5 農林水産物等の特性

(説明)「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて(一般的なりんごの糖度は××度)、糖度が高く(「〇〇りんご」の糖度は××度以上)、甘いりんごである。

(2) 社会的評価を記載する場合には、可能なかぎり具体的な事例を踏まえて、過去又は現在の評判が、申請農林水産物等をどのように評価したものであるのかということに記載してくだ

さい。

【記載例 7-⑧】

× 悪い例

5 農林水産物等の特性

(説明)「〇〇」は、全国的に知名度がある。

○ 良い例

5 農林水産物等の特性

(説明)「〇〇」は、昭和××年に「〇〇ブランド協議会」を設立し、ブランド管理に取り組んだ結果、平成××年度△△賞、平成××年度△△賞・・・の賞を受賞するとともに、各種のメディア(平成××年××月××日放送の〇〇テレビ「××」、平成××年××月××日の〇〇新聞・・・)において取り上げられ、全国的な知名度を有するに至っている。
△△賞は、□□の・・・を審査し・・・という方法によって評価するものであり、「〇〇」がこの賞を受賞したことは、・・・(特性等に関する評価)について高い評価を得たことを示すものである。

8 農林水産物等の生産の方法

「農林水産物等の生産の方法」欄には、以下の点に注意して、申請農林水産物等の生産の行程を記載してください。

(1) 本地理的表示保護制度において、「生産」とは、申請農林水産物等の特性と関係する行為をいいますので、「農林水産物等の生産の方法」欄には、特性と関係のない行程を記載する必要はありません。

特に、「農林水産物等の生産の方法」を含め申請書の内容(申請農林水産物等の生産の方法等の内容を説明するために引用され、資料として添付されている書類を含む。)は、一般に公開されますので、特性とは直接関係しない行程の中に営業秘密・ノウハウが含まれる場合には、その記載の要否を慎重に検討するようにしてください。

なお、特性と関係するものであれば、複数の基準を記載することもできます。

(2) 特性が生産地の自然的条件に関係する場合には、「農林水産物等の生産の方法」欄には、その生産地で生産を行う旨記載してください。

(3) 「農林水産物等の生産の方法」欄には、必ず、「2 農林水産物等が属する区分」欄に記載した「区分に属する農林水産物等」に対応した申請農林水産物等の最終製品としての形態を記載してください(例:「2 農林水産物等が属する区分」の「区分名」欄に「第3類 果実類」と、「区分の属する農林水産物等」欄に「りんご」とそれぞれ記載した場合には、申請農林水産物等の最終製品としての形態は、青果(りんご)となる。)

【記載例 8-①：品種・生産地の自然的条件・出荷規格が特性に関係する場合】

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇みかん」は、他の産地の一般的なミカンと比べて、糖度は約2、3度高く（「〇〇みかん」の糖度は××度以上）、酸味は少ない（「〇〇みかん」の酸度（クエン酸）は××%以下）、甘みと香りが強く、食味の良いミカンである。

6 農林水産物等の生産の方法

(説明) 「〇〇みかん」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 品種

品種「A」を用いる。

(注) 品種「A」は〇〇市が発祥のミカンであり、甘みと香りが強いという特性は、品種「A」によるところが大きい。

(2) 栽培の方法

生産地（〇〇市）内において、品種「A」を用いて、栽培する。

(3) 出荷規格

出荷に当たっては、申請者が定めた「〇〇みかん出荷基準」（別紙（略）のとおり）により選別を行う。

(注) 「〇〇ミカン出荷基準」には、糖度や酸度の定め等がある。なお、糖度については、早生のものは××度以上、通常の場合は××度以上というように複数の基準が定められている。

(4) 最終製品としての形態

「〇〇みかん」の最終製品としての形態は、青果（ミカン）である。

【記載例 8-②：生産地の自然的条件・栽培の方法・出荷規格が特性に関係する場合】

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇みかん」は、他の産地の一般的なミカンと比べて、糖度は約2、3度高く（「〇〇みかん」の糖度は××度以上）、酸味は少ない（「〇〇みかん」の酸度（クエン酸）は××%以下）、甘みと香りが強く、食味の良いミカンである。

6 農林水産物等の生産の方法

(説明) 「〇〇みかん」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 品種

品種「A」又は「B」を用いる。

(2) 栽培の方法

生産地（〇〇市）内において、「A」又は「B」を用いて、栽培する。栽培に当たっては、△△県が定めた「防除基準」（別紙（略）のとおり）に従って防除を実施する。

(注) 「防除基準」に従って防除を実施することにより、食味の良いミカンとなる。

(3) 出荷規格

出荷に当たっては、△△県が定めた「〇〇ミカン出荷基準」（別紙（略）のとおり）により選別を行う。

(注) 「〇〇ミカン出荷基準」には、糖度や酸度の定め等がある。

(4) 最終製品としての形態

「〇〇みかん」の最終製品としての形態は、青果（ミカン）である。

【記載例 8－③：素牛と枝肉基準が特性と関係する場合】

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇牛」は、他の産地の一般的な牛肉と比べて、うまみの成分となるイノシン酸（「〇〇牛」のイノシン酸含有量は×××）を多く含み、・・・。

6 農林水産物等の生産の方法

(説明) 「〇〇牛」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 素牛

「〇〇牛」は、××牛を素牛とする。

(注) 素牛である××牛は、うまみの成分となるイノシン酸（「〇〇牛」のイノシン酸含有量は×××）を多く含んでいる。

(2) 肥育

生産地（〇〇市）内において、肉牛として出荷するまで飼養管理を行う。

(3) 枝肉の基準

以下の基準を遵守すること。

① 牛の種類

生後××月以上××月以下の未経産雌牛

② 歩留・肉質等級

「A」「B」×等級以上

③ 脂肪交雑No

BMS値No××以上

④ 枝肉重量

××キログラム以上××キログラム以下

(注) 枝肉の基準は、牛肉のうまみに関係する。

(4) 最終製品としての形態

「〇〇牛」の最終製品としての形態は、牛肉である。

【記載例 8－④：飼養方法と枝肉基準が特性と関係する場合】

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇牛」は、他の産地の一般的な牛肉と比べて、うまみの成分となるイノシン酸（「〇〇牛」のイノシン酸含有量は×××）を多く含み、・・・。

6 農林水産物等の生産の方法

(説明) 「〇〇牛」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 素牛

「〇〇牛」の素牛は、黒毛和種とする。

(2) 肥育

生産地（〇〇市）内において、肉牛として出荷するまで飼養管理を行う。飼養に当たっては、

××、××、××の餌を与える。

(注) ××等の餌は、「〇〇牛」のうまみに関係する。

(3) 枝肉の基準

以下の基準を遵守すること。

① 牛の種類

生後××月以上××月以下の未経産雌牛

② 歩留・肉質等級

「A」「B」×等級以上

③ 脂肪交雑No

BMS値No××以上

④ 枝肉重量

××キログラム以上××キログラム以下

(注) 枝肉の基準は、牛肉のうまみに関係する。

(4) 最終製品としての形態

「〇〇牛」の最終製品としての形態は、牛肉である。

【記載例8-⑤：鮮度維持のための処理方法・出荷規格が特性と関係する場合】

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇県△△市□□港

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇〇〇」(魚)は、弾力のある身で歯ごたえのある食感であり、・・・。

6 農林水産物等の生産の方法

(説明) 「〇〇〇〇」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 水揚地

「〇〇〇〇」は、生産地(〇〇県△△市□□港)に水揚げされた☆☆(魚)とする。

(注) 後記(2)の鮮度維持のための処理方法は、水揚地である□□港において伝統的に行われてきた方法である。

(2) 鮮度維持のための処理方法

□□港において水揚げされた☆☆について、××から××日間、生け簀に入れて管理する。

その後、□□港において、活け締めを行い、出荷する。

(注) 生け簀における管理及び活け締めにより、「〇〇〇〇」の特性である弾力のある身が維持される。

(3) 出荷規格

「〇〇〇〇」は、××グラム以上の☆☆とする。

(4) 最終製品としての形態

「〇〇〇〇」の最終製品としての形態は、鮮魚(☆☆)である。

【記載例8-⑥：漁獲地が特性と関係する場合】

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇県△△市□□沖（位置関係は別紙（略）のとおり）

5 農林水産物等の特性

（説明）「〇〇〇〇」（魚）は、弾力のある身で歯ごたえのある食感であり、・・・。

6 農林水産物等の生産の方法

（説明）「〇〇〇〇」の生産の方法は、以下のとおりである。

（1）漁獲地

「〇〇〇〇」は、生産地（〇〇県△△市□□沖）において漁獲された☆☆（魚）とする。

（注）□□沖で漁獲される☆☆は、「〇〇〇〇」の特性である弾力のある身で歯ごたえのある食感となる。

（2）水揚げ

□□沖で漁獲された☆☆は、□□港に水揚げする。

（3）最終製品としての形態

「〇〇〇〇」の最終製品としての形態は、鮮魚（☆☆）である。

【記載例8－⑦：伝統的な製法が特性と関係している場合】

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇市

5 農林水産物等の特性

（説明）「〇〇味噌」には、豊富な栄養素を含む酵母が多く含まれており（「〇〇味噌」の酵母の含有量は××）、・・・。

6 農林水産物等の生産の方法

（説明）「〇〇味噌」の生産の方法は、以下のとおりである。

（1）原料

「〇〇味噌」は、米味噌であり、その原料は、大豆、米及び食塩である。

（2）原料の配合割合

「〇〇味噌」の麴歩合は、××割から××割とする。

原料の配合割合は、「〇〇味噌」発祥当時のものと同じ、麴歩合が××割の場合には、大豆××キログラム当たり、米××キログラム、食塩××キログラム、種水××リットル、麴歩合が××割の場合には、大豆××キログラム当たり、米××キログラム、食塩××キログラム、種水××リットルとする。

（注）「〇〇味噌」の原料配合割合は、「〇〇味噌」の伝統的な製法に由来する基準である。

（3）原料の処理

ア 大豆

大豆処理として、選別、洗浄、浸漬け及び煮熟を行う。

イ 米

米処理として、洗浄、浸漬け及び蒸煮を行い、米麴を作る。

（4）仕込み

煮た大豆、米麴、食塩及び種水を混ぜ、仕込みを行う。

(5) 発酵・熟成

発酵・熟成期間は、××か月から××か月とする。

(注) 「〇〇味噌」の発酵・熟成期間は、「〇〇味噌」の伝統的な製法に由来する基準である。

(6) 最終製品としての形態

「〇〇味噌」の最終製品としての形態は、味噌（加工品）である。

9 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由」欄には、生産地・生産の方法が、特性と関係していること（結び付き）を記載してください。また、記載に当たっては、「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載した内容と「5 農林水産物等の特性」欄に記載した内容を全て網羅し、それぞれがどのように関係しているのか（結び付いているのか）を詳しく記載してください。

(注) 以下の記載例は、ある製品の結び付きを全て説明するものではありません。生産地と生産の方法の両方が特性と関係している場合には、後記（1）と（2）の両方の記載を踏まえて、結び付きを記載してください。

(1) 生産地の自然的条件と特性が関係している場合

生産地の自然的条件（地形、土壌、気候、降水量等）を、科学的データを用いるなどして詳しく記載し、その上で特性との結び付きを記載してください。

【記載例9-①】

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

(説明) 「〇〇〇〇」の生産地である☆☆市は、△△山と□□山に囲まれた山間地にあり、日中と夜間には大きな気温差がある（別紙（略）のとおり）。また、その土壌は、火山灰土壌となっており、水はけがよい。・・・

(注) 別紙として、年間の平均気温を示したグラフを添付する。

これらの自然的条件を備えた生産地（☆☆市）において「〇〇〇〇」を栽培することにより、「〇〇〇〇」の他の産地の一般的な××と比べて、糖度が高い、酸味が少ないといった特性が生まれる。

(2) 生産の方法と特性が関係している場合

生産の方法のうち、特性と関係する部分について、その結び付きを記載してください。

ア 生産地発祥の品種を用いて栽培することが特性と関係している場合

「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載した品種が、「4 農林水産物等の生産地」欄に記載した生産地で発祥したことを具体的に記載してください。

【記載例9-②】

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

(説明) 「〇〇みかん」で用いられる品種「A」は、生産地である〇〇市の在来品種であり、約×××年前から栽培が開始され、約××年前に「A」と名づけられた。

「〇〇みかん」の甘みと香りが強いという特性は、品種「A」によるところが大きい。

【記載例9-③】

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由

(説明)「〇〇牛」の素牛である××牛は、他県の牛との交配を避け、生産地である〇〇県の牛のみを歴代にわたり交配した牛である。

「〇〇牛」のうまみの成分となるイノシン酸（「〇〇牛」のイノシン酸含有量は×××）を多く含んでいる等といった特性は、素牛である××牛によるところが大きい。

イ 生産地に由来する伝統製法が特性と関係している場合

「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載した生産の方法のうち、伝統製法に該当する部分を明らかにした上で、その伝統製法が「4 農林水産物等の生産地」欄に記載した生産地で発祥したことを具体的に記載してください。

【記載例9-④】

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由

(説明)「〇〇味噌」は、1×××年（□□時代）、当時の△△藩（現在の〇〇県）で、その生産が開始された。当時の「〇〇味噌」の製法は、他の藩の味噌とは異なり、原料配合割合が××××、発酵・熟成期間が××か月であった。

「〇〇味噌」の生産の方法のうち、原料配合割合及び発酵・熟成期間は、「〇〇味噌」発祥当時のものと同じであり、これらの生産の方法を用いることで「〇〇味噌」の豊富な栄養素を含む酵母が多く含まれる等の特性が生まれる。

ウ 独自の選択をすることにより複数組み合わせた生産の方法が特性と関係している場合

「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載した生産の方法（特性と関係のあるもの）の各行程が、申請者が独自の選択をしたことにより複数組み合わせたものであることを明らかにしてください。

【記載例9-⑤】

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること理由

(説明)「〇〇牛」の生産の方法である肥育方法と枝肉基準は、申請者が立ち上げた「××牛協会」（構成員は「〇〇牛」の生産業者や流通業者等）において、昭和××年に決定され、以後、その基準を満たしたものだけを「〇〇牛」として流通販売させていた。

この肥育方法と枝肉基準により、「〇〇牛」のうまみの成分となるイノシン酸（「〇〇牛」のイノシン酸含有量は×××）を多く含んでいる等といった特性が生まれる。

10 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

(1)「農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績」欄には、申請農林水産物等の生産が開始された時期及び生産期間の合計を記載してください。

なお、「農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績」欄の記載に当たっては、申請農林水産物等の実績（伝統性）があると判断されるためには、申請農林水産物等が同種の農林水産物等と比較して差別化された特徴を有した状態で、概ね25年生産がされた実績が

あることが必要となることに留意してください。

【記載例 10-①】

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績
(説明)「〇〇」は、昭和××年に、その生産を開始し、現在に至るまで、合計××年間、その生産を継続している。

(2) 申請農林水産物等の生産を中断していた期間がある場合には、生産の開始時期、生産期間の合計に加えて、生産の中断時期及び中断期間の合計を記載してください。

【記載例 10-②】

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績
(説明)「〇〇」は、大正××年に、その生産を開始し、昭和××年まで、生産を継続したが、同年に生産を中断した。その後、××年間の中断期間を経て、平成××年に生産を再開し、現在まで、その生産を継続している。「〇〇」の生産期間は、中断期間を除いて、合計××年間である。

(3) 「農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績」欄には、生産の開始時期及び生産期間の合計に加えて、申請農林水産物等の伝統性を説明するため、申請農林水産物等の発祥や来歴等を記載することもできます。

【記載例 10-③】

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績
(説明) 郷土史「△△」によると、平安時代×××年に、〇〇地域で、△△の栽培・加工が行われるようになった。
その後、明治××年に、XXやYYらにより、△△の栽培・加工について研究が開始され、その結果、高品質な△△が生まれ、「〇〇△△」と名付けられた。
昭和××年に、「〇〇△△協議会」が設立され、ブランド管理に取り組み、現在に至るまで、その生産を継続している。

(4) なお、生産の開始時期や生産期間を具体的に特定できない場合には、概括的な記載をすることも可能です。

【記載例 10-④】

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績
(説明)「〇〇」は、江戸時代中期(××××年代)に、その生産が開始され、現在に至るまでその生産を継続している。

11 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 「(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無」欄の記載方法

ア 申請農林水産物等の名称について、「同一又は類似の登録商標がある場合」には、「□ 該当する」の「□」欄に、同一又は類似の登録商標がない場合には、「□ 該当しない」の「□」欄に、それぞれ「✓」を付してください。

「同一又は類似の登録商標がある場合」とは、申請農林水産物等の名称と登録商標が同一又は類似の場合であって、かつ、申請書の「2 農林水産物等が属する区分」の「区分に属する農林水産物等」欄に記載したものが、以下のいずれかに該当する場合をいいます。なお、類似の判断は、商標審査基準に従います。

- ① 申請書の「2 農林水産物等が属する区分」の「区分に属する農林水産物等」欄に記載したものと、登録商標の指定商品とが同一の場合
- ② 申請書の「2 農林水産物等が属する区分」の「区分に属する農林水産物等」欄に記載したものと、登録商標の指定商品とが類似する場合
- ③ 申請書の「2 農林水産物等が属する区分」の「区分に属する農林水産物等」欄に記載したものに關する役務（關連役務）と、登録商標の指定役務とが同一の場合
- ④ 申請書の「2 農林水産物等が属する区分」の「区分に属する農林水産物等」欄に記載したものに類似する商品に關する役務（關連役務）と、登録商標の指定役務とが同一の場合

【記載例 11-①】

該当する場合

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

該当する

(略)

該当しない

該当しない場合

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

該当する

(略)

該当しない

イ 「 該当する」の「」欄に「」を付した場合には、該当する登録商標について、商標権者の氏名又は名称、登録商標、指定商品又は指定役務、商標登録の登録番号及び商標権の設定の登録の年月日を記載してください。

【記載例 11-②】

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：〇〇株式会社

登録商標：△△

指定商品又は指定役務：29 冷凍果実 冷凍りんご

31 果実 りんご

商標登録の番号：第××××号

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：平成××年×月×日

なお、申請者が、該当する登録商標の商標権者である場合には、その旨がわかるように記載してください。

【記載例 11-③】

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

該当する

商標権者の氏名又は名称：〇〇農業協同組合（申請者）

登録商標：△△

指定商品又は指定役務：29 冷凍果実 冷凍りんご

31 果実 りんご

商標登録の番号：第××××号

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：平成××年×月×日

ウ 商標権の設定の登録の年月日については、商標権の存続期間の更新登録があった場合には、商標権の設定の登録の年月日及び商標権の存続期間の更新登録の年月日の両方を記載してください。

【記載例 11-④】

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

① 商標権の設定の登録の年月日

平成××年×月×日

② 商標権の存続期間の更新登録の年月日

平成××年×月×日

エ 該当する登録商標が複数ある場合には、該当する登録商標を全て記載してください。

【記載例 11-⑤】

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

該当する

① 登録商標「△△」

商標権者の氏名又は名称：〇〇株式会社

登録商標：△△

指定商品又は指定役務：29 冷凍果実 冷凍りんご

31 果実 りんご

商標登録の番号：第××××号

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：平成××年×月×日

② 登録商標「□□」

商標権者の氏名又は名称：☆☆株式会社

登録商標：□□

指定商品又は指定役務：29 冷凍果実 冷凍りんご

31 果実 りんご

商標登録の番号：第××××号

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：平成××年×月×日

オ 「 該当しない」の「」欄に「」を付した場合には、「(2) 第13条第2項該当の有無」欄に記載する必要はありません。

(2) 「(2) 法第13条第2項該当の有無」欄の記載方法

「(2) 法第13条第2項該当の有無」欄については、以下の場合に応じて、記載をしてください。

ア 申請者が法第13条第2項第1号に該当する場合

「 法第13条第2項第1号に該当」の「」欄に「」を付してください。

(注) 法第13条第2項第1号に該当する場合とは、申請者が、該当する登録商標の商標権者である場合をいいます。この場合において、該当する登録商標について専用使用権者がいるときは、専用使用権者の承諾も必要となります。

該当する登録商標について、専用使用権者がいない場合には「 専用使用権は設定されていない。」の「」欄に、専用使用権者がいる場合には「 専用使用権は設定されている。」の「」欄に、それぞれ「」を付してください。

また、「 専用使用権は設定されている。」の「」欄に「」を付した場合には、専用使用権者の氏名又は名称及び専用使用権者の承諾の年月日を記載してください。

【記載例 11-⑥】

専用使用権者がいない場合

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無 ((1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。)

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

専用使用権者がいる場合

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無 ((1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。)

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：☆☆株式会社

専用使用権者の承諾の年月日：平成××年××月××日

専用使用権は設定されていない。

該当する登録商標が複数ある場合には、該当する登録商標を全て記載してください（申請者が法第 13 条第 2 項第 2 号に該当する場合及び法第 13 条第 2 項第 3 号に該当する場合も同じです。）。

【記載例 11-⑦】

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無 ((1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。)

① 登録商標「△△」

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

② 登録商標「□□」

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

イ 申請者が法第 13 条第 2 項第 2 号に該当する場合

「 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当」の「」欄に「」を付し、該当する登録商標の商標権者の承諾の年月日を記載してください。

(注) 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当する場合とは、申請者が、該当する登録商標の専用使用権者であり、該当する登録商標の商標権者の承諾を得ている場合をいいます。この場合において、該当する登録商標について、申請者以外に専用使用権者がいるときは、その専用使用権者の承諾も必要となります。

該当する登録商標について、申請者以外に専用使用権者がいない場合には「 専用使用権は設定されていない。」の「」欄に、申請者以外に専用使用権者がいる場合には「 専用使用権は設定されている。」の「」欄に、それぞれ「」を付してください。

また、「 専用使用権は設定されている。」の「」欄に「」を付した場合には、専用使用権者の氏名又は名称及び専用使用権者の承諾の年月日を記載してください。

【記載例 11-⑧】

申請者以外に専用使用権者がいない場合

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：平成××年××月××日

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

申請者以外に専用使用権者がいる場合

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：平成××年××月××日

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：☆☆株式会社

専用使用権者の承諾の年月日：平成××年××月××日

専用使用権は設定されていない。

該当する登録商標について、申請者以外に専用使用権者が複数いる場合には、その全てを記載してください。

【記載例 11-⑨】

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：平成××年××月××日

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

① 専用使用権者☆☆株式会社

専用使用権者の氏名又は名称：☆☆株式会社

専用使用権者の承諾の年月日：平成××年××月××日

② 専用使用権者◇◇

専用使用権者の氏名又は名称：◇◇

専用使用権者の承諾の年月日：平成××年××月××日

専用使用権は設定されていない。

ウ 申請者が法第 13 条第 2 項第 3 号に該当する場合

「 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当」の「」欄に「」を付し、該当する登録商標の商標権者の承諾の年月日を記載してください。

(注) 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当する場合とは、申請者が、該当する登録商標の商標権者の承諾を得ている場合をいいます。この場合において、該当する登録商標について専用使用権者がいるときは、専用使用権者の承諾も必要となります。

該当する登録商標について、専用使用権者がいない場合には「 専用使用権は設定されていない。」の「」欄に、専用使用権者がいる場合には「 専用使用権は設定されている。」の「」欄に、それぞれ「」を付してください。

また、「 専用使用権は設定されている。」の「」欄に「」を付した場合には、専用使用権者の氏名又は名称及び専用使用権者の承諾の年月日を記載してください。

【記載例 11-⑩】

専用使用権者がいない場合

法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：平成××年××月××日

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

専用使用権は設定されていない。

専用使用権者がいる場合

法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：平成××年××月××日

【専用使用権】

専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：☆☆株式会社

専用使用権者の承諾の年月日：平成××年××月××日

専用使用権は設定されていない。

12 連絡先（文書送付先）

申請後に、審査を担当する審査官から申請の内容について照会をさせていただく場合があります。「連絡先（文書送付先）」欄の記載は、この照会をする際に利用させていただきますので、照会に対して適切に回答することができる担当者の所属や氏名等を記載してください。

（1）「住所又は居所」欄及び「宛名」欄の記載方法

「住所又は居所」欄及び「宛名」欄には、担当者が所属する団体の名称及び住所を記載してください。

なお、担当者が所属する団体が申請者と同一の場合には、申請者と同じであることを記載してください。

【記載例 12-①】

10 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：申請者と同じ

宛名：申請者と同じ

（2）「担当者の氏名及び役職」欄、「電話番号」欄、「ファックス番号」欄及び「電子メールアドレス」欄の記載方法

「担当者の氏名及び役職」欄、「電話番号」欄、「ファックス番号」欄及び「電子メールアドレス」欄には、平日昼間に連絡がとれる連絡先を正確に記載してください。なお、「ファックス番号」欄及び「電子メールアドレス」欄の記載は任意ですので、記載しないこともできます。

【記載例 12-②】

10 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：申請者と同じ

宛名：申請者と同じ

担当者の氏名及び役職：〇〇課 △△ △△

電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：××××@××××.××

（3）共同申請の場合

共同申請の場合には、申請者ごとに、担当者の所属や氏名等を記載してください。

【記載例 12-③】

10 連絡先（文書送付先）

（1）申請者〇〇の連絡先

住所又は居所：申請者〇〇と同じ

宛名：申請者〇〇と同じ

担当者の氏名及び役職：〇〇課 △△ △△

電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：××××@××××.××

(2) 申請者△△の連絡先

住所又は居所：申請者△△と同じ

宛名：申請者△△と同じ

担当者の氏名及び役職：〇〇課 △△ △△

電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：××××@××××.××

13 添付書類の目録

(1) 「添付書類の目録」欄の記載方法

ア 「添付書類の目録」欄には、申請書に添付した書類全てについて、その「□」欄に「✓」を付してください。

【記載例 13-①】

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程

(略)

イ 添付書類の「書類名」欄には、申請書に添付する書類全てについて、その名称を具体的に記載してください。

【記載例 13-②】

- 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類

書類名：(1) 平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の財産目録
(2) 平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の貸借対照表
(3) 平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の収支計算書
(4) 生産行程管理業務の年間計画書

(2) 共同申請の場合

共同申請の場合には、申請者ごとに、「添付書類の目録」欄を設けて、記載してください。

【記載例 13-③】

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

(1) 申請者〇〇の添付書類

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程

(略)

(2) 申請者△△の添付書類

1 明細書

2 生產行程管理業務規程

(略)

(別紙2)

明細書作成マニュアル

第1 明細書の様式等

1 明細書の様式

明細書の様式は法定されていません。明細書の作成に当たっては、様式1を参考にしてください。

明細書の様式(様式1)については、下記の農林水産省のウェブサイトからダウンロードすることができます。

農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト

URL http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

2 明細書の規格

明細書の用紙は、A4サイズとし、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用いて、片面に記載してください(両面印刷はしないでください)。

余白は、少なくとも用紙の上下左右各2センチメートルをとってください。

3 明細書の用語

明細書は、日本語で作成してください。ただし、生産者団体の名称及び住所、代表者(法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人)の氏名並びに農林水産物等の名称については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認させていただく場合があります。

第2 明細書の記載事項

1 明細書に記載すべき事項

明細書の内容については、原則として、申請書の記載内容(「1 申請者」欄から「10 連絡先(文書送付先)」欄までの内容)を記載することになります。

(注)「農林水産物等の生産地」、「農林水産物等の特性」、「農林水産物等の生産の方法」に限っては、申請書の記載内容の趣旨に反しない範囲で、申請書の記載内容とは異なる記載をすることができます。

この場合には、生産者団体の構成員である生産業者は、明細書の記載内容に従って、生産をすることになりますし、生産者団体も、明細書の記載内容に従って、生産行程管理業務を行うこととなりますので、ご注意ください。

2 日付

日付は、明細書を作成した日の年月日を記載してください。

なお、登録を受けた後に、明細書の内容を変更した場合には、変更した日の年月日を記載してください。

【記載例 1－①】

様式 1

明 細 書

平成 27 年 6 月 1 日

【記載例 1－②】

様式 1

明 細 書

作成日：平成 27 年 6 月 1 日

改定日：平成××年×月×日

3 作成者

明細書は、生産者団体ごとに作成する必要があります。例えば、申請農林水産物等について、A団体とB団体が共同申請をする場合には、申請書は1通で足りませんが、A団体作成の明細書とB団体作成の明細書の2通が必要となります。この場合、A団体作成の明細書の内容とB団体作成の明細書の内容が一緒でも構いません（もちろん、異なるものであってもよいです。）。

「作成者」欄には、申請書の「1 申請者」の「(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名」欄に記載した内容を記載してください。なお、「ウェブサイトのアドレス」欄の記載は任意ですので、記載しないこともできます。

4 農林水産物等の区分

「農林水産物等の区分」欄には、申請書の「2 農林水産物等の区分」欄に記載した内容を記載してください。

5 農林水産物等の名称

「農林水産物等の名称」欄には、申請書の「3 農林水産物等の名称」欄に記載した内容を記載してください。

6 農林水産物等の生産地

「農林水産物等の生産地」欄には、原則として、申請書の「4 農林水産物等の生産地」欄に記載した内容を記載してください。

例外として、共同申請で、各生産者団体が生産行程管理業務を行う地域が異なる場合には、当該生産者団体が生産行程管理業務を行う地域を記載してください。この場合、各明細書に記載された地域により、申請書の「4 農林水産物等の生産地」欄に記載した「生産地」が網羅される必要があることに注意してください。

7 農林水産物等の特性

「農林水産物等の特性」欄には、申請書の「5 農林水産物等の特性」欄に記載した内容を記載してください。

(注) 例えば、生産者団体の独自の取組として、申請書の「農林水産物等の特性」欄に記載した産品の規格よりも厳しい規格を明細書の「農林水産物等の特性」欄に記載することや申請書の「農林水産物等の特性」欄に記載した産品の規格に新たな要件を付加したものを明細書の「農林水産物等の特性」欄に記載することができます。

申請書の記載内容と異なる内容を明細書に記載する場合には、異なる部分に下線を引いてください。

【記載例 2-①：申請書の産品規格よりも厳しい産品規格を明細書に記載する場合】

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて、糖度は約××度高く（「〇〇りんご」の糖度は12度から14度）、・・・。

(注) 申請書の「農林水産物等の特性」欄には、「「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて、糖度は約××度高く（「〇〇りんご」の糖度は10度から14度）」と記載されている。

【記載例 2-②：申請書の産品規格に新たな要件を付加したものを明細書に記載する場合】

5 農林水産物等の特性

(説明) 「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なりんごと比べて、小さなりんご（「〇〇りんご」の重量は××から××グラム、直径は××センチメートル以下）であり、糖度は約××度（「〇〇りんご」の糖度は××度）高く、・・・。

(注) 申請書の「農林水産物等の特性」欄には、りんごの大きさについての記載がない。

8 農林水産物等の生産の方法

「農林水産物等の生産の方法」欄には、申請書の「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載した内容を記載してください。

(注) 例えば、生産者団体の独自の取組として、申請書の「農林水産物等の生産の方法」欄に記載した生産の方法の一部を限定した生産の方法を明細書の「農林水産物等の生産の方法」欄に記載することや申請書の「農林水産物等の生産の方法」欄に記載した生産の方法に新たな行程を付加したものを明細書の「農林水産物等の生産の方法」欄に記載することができます。

申請書の記載内容と異なる内容を明細書に記載する場合には、異なる部分に下線を引いてください。

【記載例 3-①：申請書の生産の方法の一部を限定する場合】

6 農林水産物等の生産の方法

(説明)「〇〇みかん」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 品種

品種「A」を用いる。

(注) 申請書の「農林水産物等の生産の方法」欄には、「(1) 品種 品種「A」又は「B」を用いる。」と記載されている。

【記載例3-②：申請書の生産の方法に新たな行程を付加する場合】

6 農林水産物等の生産の方法

(説明)「〇〇みかん」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 品種

品種「A」又は「B」を用いる。

(2) 栽培の方法

生産地(〇〇市)内において、「A」又は「B」を用いて栽培する。栽培に当たっては、△△県が定めた「防除基準」(別紙(略)のとおりに従って防除を実施する。

(注) 申請書の「農林水産物等の生産の方法」欄には、「防除基準」についての記載がない。

9 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

「農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由」欄には、申請書の「7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由」欄に記載した内容を記載してください。

10 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

「農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績」欄には、申請書の「8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績」欄に記載した内容を記載してください。

11 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

「法第13条第1項第4号ロ該当の有無等」欄には、申請書の「9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等」欄に記載した内容を記載してください。

12 連絡先

「連絡先」欄には、生産者団体(明細書の作成者)の連絡先(住所又は居所、宛名、担当者の氏名及び役職並びに電話番号)を記載してください。なお、「ファックス番号」及び「電子メールアドレス」欄の記載は任意ですので、記載しないこともできます。

明 細 書

年 月 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒）

名称（フリガナ）：

代表者（管理人）の氏名：

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：

5 農林水産物等の特性

（説明）（※）

（※）申請書の記載（登録事項）と異なる場合には、その部分に下線を引いてください。

6 農林水産物等の生産の方法

（説明）（※）

（※）申請書の記載（登録事項）と異なる場合には、その部分に下線を引いてください。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

（説明）

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

（説明）

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

（1）法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

- 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

- 該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（(1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

- 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- 専用使用権は設定されていない。

- 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- 専用使用権は設定されていない。

- 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

(別紙3)

生産行程管理業務規程作成マニュアル

第1 生産行程管理業務規程の様式等

1 生産行程管理業務規程の様式

生産行程管理業務規程の様式は法定されていません。生産行程管理業務規程の作成に当たっては、様式1を参考にしてください。

生産行程管理業務規程の様式(様式1)については、下記の農林水産省のウェブサイトからダウンロードすることができます。

農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト

URL http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

2 生産行程管理業務規程の規格

生産行程管理業務規程の用紙は、A4サイズとし、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用いて、片面に記載してください(両面印刷はしないでください)。

余白は、少なくとも用紙の上下左右各2センチメートルをとってください。

3 生産行程管理業務規程の用語

生産行程管理業務規程は、日本語で作成してください。ただし、生産者団体の名称及び住所、代表者(法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人)の氏名並びに農林水産物等の名称については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認させていただく場合があります。

第2 生産行程管理業務規程の記載事項

1 生産行程管理業務規程に記載すべき事項

生産行程管理業務規程の内容については、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則(平成27年農林水産省令第58号。以下「施行規則」といいます。)第15条各号に掲げる基準を満たす必要があります。

2 日付

日付は、生産行程管理業務規程を作成した日の年月日を記載してください。

なお、登録を受けた後に、生産行程管理業務規程の内容を変更した場合には、変更した日の年月日を記載してください。

【記載例1-①】

様式1

生産行程管理業務規程

平成27年6月1日

【記載例 1－②】

様式 1

生産行程管理業務規程

作成日：平成 27 年 6 月 1 日

改定日：平成××年×月×日

3 作成者

生産行程管理業務規程は、生産者団体ごとに作成する必要があります。例えば、申請農林水産物等について、A 団体と B 団体が共同申請をする場合には、申請書は 1 通で足りませんが、A 団体作成の生産行程管理業務規程と B 団体作成の生産行程管理業務規程の 2 通が必要となります。この場合、A 団体作成の生産行程管理業務規程の内容と B 団体作成の生産行程管理業務規程の内容が一緒でも構いません（もちろん、異なるものであってもよいです）。

「作成者」欄には、申請書の「1 申請者」の「(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名」欄に記載した内容を記載してください。なお、「ウェブサイトのアドレス」欄の記載は任意ですので、記載しないこともできます。

4 農林水産物等の区分

「農林水産物等の区分」欄には、申請書の「2 農林水産物等の区分」欄に記載した内容を記載してください。

5 農林水産物等の名称

「農林水産物等の名称」欄には、申請書の「3 農林水産物等の名称」欄に記載した内容を記載してください。

6 明細書の変更

「明細書の変更」欄には、施行規則第 15 条第 1 号に掲げる基準を満たす内容として、「法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行う」旨を記載してください。

【参考】施行規則

第 15 条 法第 13 条第 1 項第 2 号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うこと。

【記載例 2】

4 明細書の変更

生産者団体〇〇は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

7 明細書適合性の確認

「明細書適合性の確認」欄には、施行規則第15条第2号に掲げる基準を満たす内容として、生産者団体の構成員である生産業者が、明細書の「4 農林水産物等の生産地」欄、「5 農林水産物等の特性」欄及び「6 農林水産物等の生産の方法」欄の記載内容に従って生産していることを確認する方法を具体的に記載してください。なお、生産業者や生産者団体が作成し、確認の際に使用することとなる資料は、原則として、生産行程管理業務規程と併せて提出してください。

また、確認する方法の記載に当たっては、以下の点に注意してください。

- ① 確認する方法は、明細書の「4 農林水産物等の生産地」欄、「5 農林水産物等の特性」欄及び「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載されている生産地・特性・生産の方法の全てを漏れなく確認できるものであること。
- ② 確認する方法は、明細書の「4 農林水産物等の生産地」欄、「5 農林水産物等の特性」欄及び「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載されている生産地・特性・生産の方法の全てを漏れなく確認するにあたって、過剰なものであったり、過少なものであったりしないこと。

【参考】施行規則

第15条 法第13条第1項第2号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 二 構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合して行われていることを確認すること。

(登録の申請)

法第7条 前条の登録（第15条、第16条、第17条第2項及び第3項並びに第22条第1項第1号ニを除き、以下単に「登録」という。）を受けようとする生産者団体は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

四 当該農林水産物等の生産地

五 当該農林水産物等の特性

六 当該農林水産物等の生産の方法

七～九 (略)

2・3 (略)

【記載例3】

5 明細書適合性の確認

(1) 品種の確認

品種「A」については、生産者団体〇〇が一元的に管理しており、生産業者からの申込みを

受けて品種「A」を配布することとし、申込み・配布の状況については記録をしている。

生産者団体〇〇は、この申込み・配布の記録と照らし合わせて、生産業者が品種「A」を使用しているか否かを確認する。

(2) 栽培の方法の確認

生産者団体〇〇は、生産業者に圃場の場所や生産資材の使用履歴等を記載した月報（様式は別紙（略）のとおり）を作成・提出させ、その記載内容を確認することで、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

また、生産者団体〇〇は、年〇〇回、生産業者に対する現地調査を実施し、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。なお、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体〇〇は、臨時に、現地調査を実施する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「〇〇みかん」の選果は、生産者団体〇〇の共同選果場☆☆（所在地は×××）において行うこととし、この際に、(1) 及び (2) の確認の記録を確認するとともに、生産者団体〇〇の職員が選果状況を確認することで、出荷規格を遵守しているか否かを確認し、最終製品を確認する。

【明細書の記載事項】

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：〇〇市

5 農林水産物等の特性

(説明)「〇〇みかん」は、他の産地の一般的なミカンと比べて、糖度は約2、3度高く（「〇〇みかん」の糖度は××度以上）、酸味は少ない（「〇〇みかん」の酸度（クエン酸）は××%以下）、甘みと香りが強く、食味の良いミカンである。

6 農林水産物等の生産の方法

(説明)「〇〇みかん」の生産の方法は、以下のとおりである。

(1) 品種

品種「A」を用いる。

(2) 栽培の方法

生産地（〇〇市）内において、品種「A」を用いて、栽培する。

(3) 出荷規格

出荷に当たっては、生産者団体☆☆が定めた「〇〇みかん出荷基準」（別紙（略）のとおり）により選別を行う。

(4) 最終製品としての形態

「〇〇みかん」の最終製品としての形態は、青果（ミカン）である。

8 明細書適合性の指導

「明細書適合性の指導」欄には、施行規則第15条第3号に掲げる基準を満たす内容として、「明細書適合性の確認」欄に記載した方法により確認した結果、明細書の「4 農林水産物等の生産地」欄、「5 農林水産物等の特性」欄及び「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載

内容に従って生産されていないことが判明した場合における指導の方法を具体的に記載してください。

指導の方法の記載に当たっては、以下の点に注意してください。

- ① 指導の方法は、明細書の「4 農林水産物等の生産地」欄、「5 農林水産物等の特性」欄及び「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載されている生産地・特性・生産の方法の全てについて漏れなく指導是正することができるものであること。
- ② 指導の方法は、明細書の「4 農林水産物等の生産地」欄、「5 農林水産物等の特性」欄及び「6 農林水産物等の生産の方法」欄に記載されている生産地・特性・生産の方法の全てについて漏れなく指導是正するにあたって、過大なものであったり、過少なものであったりしないこと。

【参考】施行規則

第15条 法第13条第1項第2号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 三 前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第7条第1項第4号から第6号までに掲げる事項に適合して行われていないことが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

【記載例4】

5 明細書適合性の確認

(1) 品種の確認

品種「A」については、生産者団体〇〇が一元的に管理しており、生産業者からの申込みを受けて品種「A」を配布することとし、申込み・配布の状況については記録をしている。

生産者団体〇〇は、この申込み・配布の記録と照らし合わせて、生産業者が品種「A」を使用しているか否かを確認する。

(2) 栽培の方法の確認

生産者団体〇〇は、生産業者に圃場の場所や生産資材の使用履歴等を記載した月報（様式は別紙（略）のとおり）を作成・提出させ、その記載内容を確認することで、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

また、生産者団体〇〇は、年〇〇回、生産業者に対する現地調査を実施し、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。なお、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体〇〇は、臨時に、現地調査を実施する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「〇〇みかん」の選果は、生産者団体〇〇の共同選果場☆☆（所在地は×××）において行うこととし、この際に、(1)及び(2)の確認の記録を確認するとともに、生産者団体〇〇の職員が選果状況を確認することで、出荷規格を遵守しているか否かを確認し、最終製品を確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 品種及び栽培の方法について

生産者団体〇〇は、生産地、品種及び栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、

生産業者に対し、警告を發し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体〇〇は、当該生産業者の生産したミカンの出荷を停止するとともに、当該生産業者への品種「A」の配布を一定期間、禁止することもできるものとする。

(2) 出荷規格について

生産者団体〇〇は、出荷規格を満たさないミカンについては、「〇〇みかん」及び登録標章を付した状態で出荷しない。

9 地理的表示等の使用の確認

「地理的表示等の使用の確認」欄には、施行規則第 15 条第 4 号に掲げる基準を満たす内容として、以下の事項を全て含む内容を記載してください。なお、生産業者や生産者団体が作成し、確認の際に使用することとなる資料は、原則として、生産行程管理業務規程と併せて提出してください。

- ① 生産者団体の構成員である生産業者が明細書の「4 農林水産物等の生産地」欄、「5 農林水産物等の特性」欄及び「6 農林水産物等の生産の方法」欄の記載内容に従って生産していない農林水産物等に、地理的表示及び登録標章を使用していないか否かを確認する旨
- ② 生産者団体の構成員である生産業者が地理的表示を使用していない農林水産物等に、登録標章を使用していないか否かを確認する旨
- ③ 生産者団体の構成員である生産業者が地理的表示を使用している農林水産物等に、登録標章を使用しているか否かを確認する旨

【参考】施行規則

第 15 条 法第 13 条第 1 項第 2 号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

四 構成員たる生産業者が法第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定に従って特定農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示及び登録標章を付していることを確認すること。

(地理的表示)

法第 3 条 第 6 条の登録（次項（第 2 号を除く。）及び次条第 1 項において単に「登録」という。）を受けた生産者団体（第 15 条第 1 項の変更の登録を受けた生産者団体を含む。以下「登録生産者団体」という。）の構成員たる生産業者は、生産を行った農林水産物等が第 6 条の登録に係る特定農林水産物等であるときは、当該特定農林水産物等又はその包装、容器若しくは送り状（以下「包装等」という。）に地理的表示を付することができる。当該生産業者から当該農林水産物等を直接又は間接に譲り受けた者についても、同様とする。

- 2 前項の規定による場合を除き、何人も、登録に係る特定農林水産物等が属する区分（農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 7 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定する種類その他の事情を勘案して農林水産大臣が定める農林水産物等の区分をいう。以下同じ。）に属する農林水産物等若しくはこれを主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はこれらの包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示を付しては

ならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 登録に係る特定農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示を付する場合
- 二 第6条の登録の日（当該登録に係る第7条第1項第3号に掲げる事項について第16条第1項の変更の登録があった場合にあつては、当該変更の登録の日。次号及び第4号において同じ。）前の商標登録出願に係る登録商標（商標法（昭和34年法律第127号）第2条第5項に規定する登録商標をいう。以下同じ。）に係る商標権その他同法の規定により当該登録商標の使用（同法第2条第3項に規定する使用をいう。以下この号及び次号において同じ。）をする権利を有する者が、その商標登録に係る指定商品又は指定役務（同法第6条第1項の規定により指定した商品又は役務をいう。）について当該登録商標の使用をする場合
- 三 登録の日前から商標法その他の法律の規定により商標の使用をする権利を有している者が、当該権利に係る商品又は役務について当該権利に係る商標の使用をする場合（前号に掲げる場合を除く。）
- 四 登録の日前から不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく登録に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等若しくはその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示若しくはこれに類似する表示を付していた者及びその業務を承継した者が継続して当該農林水産物等もしくはその包装等にこれらの表示を付する場合又はこれらの者から当該農林水産物等（これらの表示が付されたもの又はその包装等にこれらの表示が付されたものに限る。）を直接若しくは間接に譲り受けた者が問うが農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合
- 五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める場合
（登録標章）

法第4条 登録生産者団体の構成員たる生産業者は、前条第1項前段の規定により登録に係る特定農林水産物等又はその包装等に地理的表示を付する場合には、当該特定農林水産物等又はその包装等に登録標章（地理的表示が登録に係る特定農林水産物等の名称の表示である旨の標章であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）を付さなければならない。同項後段に規定する者についても、同様とする。

- 2 前項の規定による場合を除き、何人も、農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を付してはならない。

【記載例5】

5 明細書適合性の確認

(1) 品種の確認

品種「A」については、生産者団体〇〇が一元的に管理しており、生産業者からの申込みを受けて品種「A」を配布することとし、申込み・配布の状況については記録をしている。

生産者団体〇〇は、この申込み・配布の記録と照らし合わせて、生産業者が品種「A」を使用しているか否かを確認する。

(2) 栽培の方法の確認

生産者団体〇〇は、生産業者に圃場の場所や生産資材の使用履歴等を記載した月報（様式は別紙（略）のとおり）を作成・提出させ、その記載内容を確認することで、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。

また、生産者団体〇〇は、年〇〇回、生産業者に対する現地調査を実施し、栽培の方法を遵守しているか否かを確認する。なお、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、生産者団体〇〇は、臨時に、現地調査を実施する。

(3) 出荷規格・最終製品の確認

「〇〇みかん」の選果は、生産者団体〇〇の共同選果場☆☆（所在地は×××）において行うこととし、この際に、(1) 及び (2) の確認の記録を確認するとともに、生産者団体〇〇の職員が選果状況を確認することで、出荷規格を遵守しているか否かを確認し、最終製品を確認する。

6 明細書適合性の指導

(略)

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 生産者団体〇〇は、前記5 (3) の確認の際に (出荷の際に)、生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているミカンについてのみ、地理的表示である「〇〇みかん」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「〇〇みかん」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの (例えば、出荷用のダンボール箱) についても確認する。

(2) 生産者団体〇〇は、前記5 (3) の確認の際に (出荷の際に)、以下のミカンがあるか否かを確認する。

① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれかを満たしていないミカンであるにもかかわらず、地理的表示である「〇〇みかん」及び登録標章が使用されているミカン

② 地理的表示である「〇〇みかん」のみが使用されているミカン

③ 登録標章のみが使用されているミカン

(注) 生産者団体が確認した内容 (地理的表示等の使用実績) は、「実績報告書の作成等」欄において農林水産大臣に提出することとされている生産行程管理業務の対応実績が分かる資料の一部となります。(この例の場合、「生産者団体〇〇が作成した検査記録」に記録されることとなります。)

(注) 生産業者自らが地理的表示等を付する場合には、本欄に、生産業者に地理的表示等の使用実績を確認できる書類（帳簿や出荷伝票等）を保管させ、必要に応じて生産者団体がその保管状況を確認する等、地理的表示等の使用実績が適切に確認できる内容も併せて記載する必要があります。

また、生産業者が地理的表示等の使用を第三者に委託する場合は、生産業者に当該第三者が作成した地理的表示等の使用実績を確認できる書類を保管させ、生産者団体がその保管状況を確認する等、地理的表示等の使用実績を適切に確認できる内容も併せて記載する必要があります。

10 地理的表示等の使用の指導

「地理的表示等の指導の確認」欄には、施行規則第15条第5号に掲げる基準を満たす内容として、以下の事項を全て含む内容を記載してください。

- ① 生産者団体の構成員である生産業者が明細書の「4 農林水産物等の生産地」欄、「5 農林水産物等の特性」欄及び「6 農林水産物等の生産の方法」欄の記載内容に従って生産していない農林水産物等に地理的表示及び登録標章を使用する場合には、指導する旨
- ② 生産者団体の構成員である生産業者が地理的表示を使用していない農林水産物等に、登録標章を使用する場合には、指導する旨
- ③ 生産者団体の構成員である生産業者が地理的表示を使用している農林水産物等に、登録標章を使用しない場合には、指導する旨

【参考】施行規則

第15条 法第13条第1項第2号口の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

五 前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が法第3条第2項又は第4条の規定に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

【記載例6】

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 生産者団体〇〇は、前記5(3)の確認の際に(出荷の際に)、生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準をいずれも満たしているミカンについてのみ、地理的表示である「〇〇みかん」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「〇〇みかん」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの(例えば、出荷用のダンボール箱)についても確認する。
- (2) 生産者団体は、前記5(3)の確認の際に(出荷の際に)、以下のミカンがあるか否かを確認する。
 - ① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないミカンであるにもかかわらず、地理的表示である「〇〇みかん」及び登録標章が使用されてい

るミカン

② 地理的表示である「〇〇みかん」のみが使用されているミカン

③ 登録標章のみが使用されているミカン

8 地理的表示等の使用の指導

生産者団体〇〇は、前記5の(3)の確認の際に(出荷の際に)、以下の場合に該当する場合は、生産者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、生産者団体〇〇は、当該生産業者を除名することができるものとする。

① 生産地・品種・栽培の方法・出荷規格・最終製品の各基準のいずれかを満たしていないミカンであるにもかかわらず、地理的表示である「〇〇みかん」及び登録標章を使用している場合

② 地理的表示である「〇〇みかん」のみを使用している場合

③ 登録標章のみを使用している場合

11 実績報告書の作成等

「実績報告書の作成等」欄には、施行規則第15条第6号に掲げる基準を満たす内容として、以下の事項を全て含む内容を記載してください。

① 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙1により生産行程管理業務実績報告書を作成する旨

② 生産行程管理業務実績報告書の作成時期

③ 生産行程管理業務実績報告書、生産行程管理業務の対応実績が分かる資料、最新の明細書、最新の生産行程管理業務規程を農林水産大臣に提出する旨

④ 生産行程管理業務実績報告書等の提出時期

②の作成時期と④の提出時期は、生産行程管理業務実績報告書等の提出が毎年1回以上となるように記載してください。

③の生産行程管理業務の対応実績が分かる資料は、登録生産者団体が適切に生産行程管理業務を行っているかを確認するためのものなので、当該団体自身が作成した資料の具体名(例えば、登録生産者団体が、各生産業者から提出された月報等を確認した結果(その結果を受けて、生産業者に対して行った指導の内容及びその結果を含む。)を記載した検査記録等)を記載するようにしてください。

【参考】施行規則

第15条 法第13条第1項第2号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

六 実績報告書(生産行程管理業務の実施状況に関する報告書をいう。次号において同じ。)を作成し、明細書及び生産行程管理業務規程の写しとともに毎年1回以上農林水産大臣に提出すること。

【記載例7-①：実績報告書等の作成提出を年1回とする場合】

9 実績報告書の作成等

生産者団体〇〇は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、

以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
生産者団体〇〇が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

【記載例7-②：実績報告書等の作成提出を年2回とする場合】

9 実績報告書の作成等

生産者団体〇〇は、4月1日から9月30日までを上半期、10月1日から翌年3月31日までを下半期として、上半期及び下半期終了後1か月以内に、それぞれ、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
生産者団体〇〇が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

12 実績報告書等の保存

「実績報告書等の保存」欄には、施行規則第15条第7号に掲げる基準を満たす内容として、以下の事項を全て含む内容を記載してください。

- ① 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙1により生産行程管理業務実績報告書及び生産行程管理業務の対応実績が分かる資料を保存する旨
- ② 生産行程管理業務実績報告書等の保存場所
- ③ 生産行程管理業務実績報告書等の保存期限

①の生産行程管理業務の対応実績が分かる資料は、「9 実績報告書の作成等」において、「生産行程管理業務の対応実績が分かる資料」として提出した、登録生産者団体自身が作成した資料に加えて、当該資料を作成する際に使用した資料の具体名（例えば、各生産業者から提出された月報等）を記載するようにしてください。

②の保存場所は、生産行程管理業務実績報告書等の保存場所を具体的に記載してください。

【参考】施行規則

第15条 法第13条第1項第2号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

七 実績報告書及びこれに関する書類を前号の提出の日から5年間保存すること。

【記載例8】

10 実績報告書等の保存

生産者団体〇〇は、前記9（2）において提出した資料に加えて以下の書類を、生産者団体〇〇

○の事務所（△△県□□市××所在）に、その提出の日から5年間、保存するものとする。

① 生産者団体○○の構成員である生産業者が作成し生産者団体○○に提出させた月報
（略）

13 連絡先

「連絡先」欄には、生産者団体の連絡先（住所又は居所、宛名、担当者の氏名及び役職並びに電話番号）を記載してください。なお、「ファックス番号」及び「電子メールアドレス」欄の記載は任意ですので、記載しないこともできます。

生産行程管理業務規程

年 月 日

- 1 作成者
住所（フリガナ）：(〒)
名称（フリガナ）：
代表者（管理人）の氏名：
ウェブサイトのアドレス：
- 2 農林水産物等の区分
区分名：
区分に属する農林水産物等：
- 3 農林水産物等の名称
名称（フリガナ）：
- 4 明細書の変更
- 5 明細書適合性の確認
- 6 明細書適合性の指導
- 7 地理的表示等の使用の確認
- 8 地理的表示等の使用の指導
- 9 実績報告書の作成等
- 10 実績報告書等の保存
- 11 連絡先
住所又は居所：
宛名：
担当者の氏名及び役職：
電話番号：
ファックス番号：
電子メールアドレス：

(別紙4)

法第15条第1項の変更申請書作成マニュアル

第1 変更申請書の様式等

1 変更申請書の様式

変更申請書の様式は法定されていますので、この様式に従って変更申請書を作成してください。

法定された様式に従わない変更申請書については、不適法なものとして、変更申請が却下される場合がありますので、注意してください。

変更申請書の様式については、下記の農林水産省のウェブサイトからダウンロードすることができます。

農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト

URL http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

2 変更申請書の規格

変更申請書の用紙は、A4サイズとし、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用いて、片面に記載してください（両面印刷はしないでください）。

余白は、少なくとも用紙の上下左右各2センチメートルをとってください。

3 変更申請書の用語

変更申請書は、日本語で作成してください。ただし、生産者団体の名称及び住所、代表者（法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人）の氏名については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認させていただく場合があります。

第2 変更申請書の記載事項

1 日付

日付は、変更申請書を提出する日（郵送にする場合には送付する日）の年月日を記載してください。

【記載例1】

様式第五号（第十七条関係）

特定農林水産物等の変更の登録の申請

農林水産大臣 殿

平成××年×月×日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

2 変更申請書を提出する者

(1) 変更申請者本人が申請書を提出する場合の記載方法

変更申請書を提出する者が変更申請者本人である場合には、「□変更申請者」の「□」欄に「✓」を付してください。

変更申請者の住所や名称は、本項には記載せず、「1 変更申請者」欄に記載してください。

【記載例 2-①】

| | |
|---|--------------------------------------|
| (この申請書を提出する者) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 変更申請者 (1 に記載) | <input type="checkbox"/> 代理人 (以下に記載) |
| 住所又は居所 (フリガナ) : (〒) | |
| 氏名又は名称 (フリガナ) : | 印 |
| 法人の場合には代表者氏名 : | |
| 電話番号 : | |

なお、「□変更申請者」の「□」欄に「✓」を付すことが難しい場合には、「■」とするなど、「□変更申請者」の「□」欄にチェックが入れていることが明確に分かるようにしてください(「□」欄のチェックの方法については、以下も同じです)。

【記載例 2-②】

| | |
|---|--------------------------------------|
| (この申請書を提出する者) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 変更申請者 (1 に記載) | <input type="checkbox"/> 代理人 (以下に記載) |
| 住所又は居所 (フリガナ) : (〒) | |
| 氏名又は名称 (フリガナ) : | 印 |
| 法人の場合には代表者氏名 : | |
| 電話番号 : | |

(2) 代理人が変更申請書を提出する場合の記載方法

変更申請書を提出する者が代理人である場合には、「□代理人」の「□」欄に「✓」を付した上で、代理人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号を記載し、「氏名又は名称」欄に押印してください。なお、代理人が氏名を自署する場合には、押印する必要はありません。

「フリガナ」欄には、住所又は居所及び氏名又は名称の読み方をカタカナで記載してください。

【記載例 2-③】

| | |
|---|---|
| (この申請書を提出する者) | |
| <input type="checkbox"/> 変更申請者 (1 に記載) | <input checked="" type="checkbox"/> 代理人 (以下に記載) |
| 住所又は居所 (フリガナ) : (〒〇〇〇-〇〇〇〇) <u>トウキョウトチヨダクカスミガセキ</u> <u>マル</u> | |
| 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号 〇 | |

マルホウリツジムシヨ

○法律事務所

マルマル マルマル

氏名又は名称（フリガナ）： ○○ ○○ 印

法人の場合には代表者氏名：

電話番号： 03-○○○○-○○○○

3 変更申請者

(1) 「単独申請又は共同申請の別」欄の記載方法

変更申請者が単独の場合には「 単独申請」の「」欄に、変更申請者が複数の場合には「 共同申請」の「」欄に、それぞれ「」を付してください。

【記載例3-①】

単独申請の場合

1 変更申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

共同申請の場合

1 変更申請者

(1) 単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

(2) 「名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名」欄の記載方法

ア 「住所」、「名称」及び「代表者（管理人）の氏名」欄には、商業登記簿等の公簿上の表記（変更申請者が法人でない団体の場合には、定款等の基本約款の記載）どおり、変更申請者の住所及び名称並びに代表者（又は管理人）の氏名を正確に記載し、「名称」欄に押印してください。なお、代表者（又は管理人）の氏名を記載するに当たっては、その肩書も記載するようにしてください。

「フリガナ」欄には、住所及び名称の読み方をカタカナで記載してください。

「ウェブサイトのアドレス」欄には、変更申請者のウェブサイトをアドレス（URL）を正確に記載してください。なお、「ウェブサイトのアドレス」欄の記載は任意ですので、記載しないこともできます。

【記載例3-②】

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

トウキョウトチヨダクカスミガセキ

住所（フリガナ）： (〒○○○-○○○○) 東京都千代田区霞ヶ関○丁目○番○号

マルマルノウギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）： ○○農業協同組合 印

代表者（管理人）の氏名： 組合長 ○○ ○○

ウェブサイトのアドレス：<http://www.××××××/>

イ 変更申請者が外国の団体の場合には、「住所」、「名称」及び「代表者（管理人）の氏名」欄の記載に当たっては、外国語を用いることもできます（日本語での記載も可）。また、外国語を用いる場合には、その読み方を「フリガナ」欄に記載することもできます。

ウ 共同申請の場合には、共同申請者全員について、「名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名」欄に記載してください。

【記載例 3-③】

(2) 名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名

(変更申請者①)

トウキョウトチヨダクカスミガセキ

住所（フリガナ）：(〒〇〇〇-〇〇〇〇) 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号

マルマルノウギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）：〇〇農業協同組合 印

代表者（管理人）の氏名：組合長 〇〇 〇〇

ウェブサイトのアドレス：<http://www.××××××/>

(変更申請者②)

トウキョウトチヨダクカスミガセキ

住所（フリガナ）：(〒△△△-△△△△) 東京都千代田区霞ヶ関△丁目△番△号

サンカクサンカクノウギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）：△△農業協同組合 印

代表者（管理人）の氏名：組合長 △△ △△

ウェブサイトのアドレス：<http://www.××××××/>

(3) 「変更申請者の法形式」欄の記載方法

ア 「変更申請者の法形式」欄には、変更申請者の設立の根拠となっている法律名がわかるように記載してください。

【記載例 3-④】

(3) 変更申請者の法形式：農業協同組合法に基づき設立された農業協同組合

イ 変更申請者が法人でない団体の場合には、法人でない団体であることがわかるように記載してください。

【記載例 3-⑤】

(3) 変更申請者の法形式：法人でない団体

ウ 共同申請の場合には、共同申請者ごとに、「変更申請者の法形式」欄に記載してください。

【記載例 3-⑥】

(3) 変更申請者の法形式：

(変更申請者①) 農業協同組合法に基づき設立された農業協同組合

(変更申請者②) 法人でない団体

4 登録番号

「登録番号」欄には、生産者団体の追加を求める特定農林水産物等の登録番号を記載してください。

なお、登録を受けた特定農林水産物等の登録番号は、農林水産省のウェブサイトから検索することができます。

農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト

URL http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/notice/index.html

【記載例4】

2 登録番号

第×××××号

5 登録に係る特定農林水産物等の名称

「登録に係る特定農林水産物等の名称」欄には、生産者団体の追加を求める特定農林水産物等の名称を記載してください。

【記載例5】

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

〇〇りんご

6 連絡先（文書送付先）

変更申請後に、審査を担当する審査官から申請の内容について照会をさせていただく場合があります。「連絡先（文書送付先）」欄の記載は、この照会をする際に利用させていただきますので、照会に対して適切に回答することができる担当者の所属や氏名等を記載してください。

(1) 「住所又は居所」欄及び「宛名」欄の記載方法

「住所又は居所」欄及び「宛名」欄には、担当者が所属する団体の名称及び住所を記載してください。

なお、担当者が所属する団体が変更申請者と同一の場合には、変更申請者と同じであることを記載してください。

【記載例6-①】

4 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：変更申請者と同じ

宛名：変更申請者と同じ

(2) 「担当者の氏名及び役職」欄、「電話番号」欄、「ファックス番号」欄及び「電子メールアドレス」欄の記載方法

「担当者の氏名及び役職」欄、「電話番号」欄、「ファックス番号」欄及び「電子メールアドレス」欄には、平日昼間に連絡がとれる連絡先を正確に記載してください。なお、「ファックス

番号」欄及び「電子メールアドレス」欄の記載は任意ですので、記載しないこともできます。

【記載例 6-②】

4 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：変更申請者と同じ

宛名：変更申請者と同じ

担当者の氏名及び役職：〇〇課 △△ △△

電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：××××@××××. ××

（3）共同申請の場合

共同申請の場合には、変更申請者ごとに、担当者の所属や氏名等を記載してください。

【記載例 6-③】

4 連絡先（文書送付先）

（1）変更申請者〇〇の連絡先

住所又は居所：変更申請者〇〇と同じ

宛名：変更申請者〇〇と同じ

担当者の氏名及び役職：〇〇課 △△ △△

電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：××××@××××. ××

（2）変更申請者△△の連絡先

住所又は居所：変更申請者△△と同じ

宛名：変更申請者△△と同じ

担当者の氏名及び役職：〇〇課 △△ △△

電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：××××@××××. ××

7 添付書類の目録

（1）「添付書類の目録」欄の記載方法

ア 「添付書類の目録」欄には、変更申請書に添付した書類全てについて、その「□」欄に「✓」を付してください。

【記載例 7-①】

[添付書類の目録]

変更申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

1 明細書

2 生産行程管理業務規程

(略)

イ 添付書類の「書類名」欄には、変更申請書に添付する書類全てについて、その名称を具体的に記載してください。

【記載例 7-②】

7 法第 13 条第 1 項第 2 号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類

書類名：(1) 平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の財産目録

(2) 平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の貸借対照表

(3) 平成〇〇年度から平成〇〇年度までの各年度の収支計算書

(4) 生産行程管理業務の年間計画書

(2) 共同申請の場合

共同申請の場合には、変更申請者ごとに、「添付書類の目録」欄を設けて、記載してください。

【記載例 7-③】

[添付書類の目録]

変更申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

(1) 変更申請者〇〇の添付書類

1 明細書

2 生産行程管理業務規程

(略)

(2) 変更申請者△△の添付書類

1 明細書

2 生産行程管理業務規程

(略)

(別紙5)

法第16条第1項の変更申請書作成マニュアル

第1 変更申請書の様式等

1 変更申請書の様式

変更申請書の様式は法定されていますので、この様式に従って変更申請書を作成してください。

法定された様式に従わない変更申請書については、不適法なものとして、変更申請が却下される場合がありますので、注意してください。

変更申請書の様式については、下記の農林水産省のウェブサイトからダウンロードすることができます。

農林水産省 地理的表示保護制度のウェブサイト

URL http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/index.html

2 変更申請書の規格

変更申請書の用紙は、A4サイズとし、文字が透き通らない白色のものを縦長にして用いて、片面に記載してください（両面印刷はしないでください）。

余白は、少なくとも用紙の上下左右各2センチメートルをとってください。

3 変更申請書の用語

変更申請書は、日本語で作成してください。ただし、生産者団体の名称及び住所、代表者（法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人）の氏名並びに登録に係る特定農林水産物等の名称については、外国語を用いて記載することができます。なお、外国語を用いて記載した場合には、その読み方等を確認させていただく場合があります。

第2 変更申請書の記載事項

1 日付

日付は、変更申請書を提出する日（郵送にする場合には送付する日）の年月日を記載してください。

【記載例1】

様式第七号（第十八条関係）

特定農林水産物等の変更の登録の申請

農林水産大臣 殿

平成××年×月×日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

2 変更申請書を提出する者

(1) 変更申請者本人が申請書を提出する場合の記載方法

変更申請書を提出する者が変更申請者本人である場合には、「□変更申請者」の「□」欄に「✓」を付してください。

変更申請者の住所や名称は、本項には記載せず、「1 変更申請者」欄に記載してください。

【記載例 2-①】

| | |
|---|--------------------------------------|
| (この申請書を提出する者) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 変更申請者 (1 に記載) | <input type="checkbox"/> 代理人 (以下に記載) |
| 住所又は居所 (フリガナ) : (〒) | |
| 氏名又は名称 (フリガナ) : | 印 |
| 法人の場合には代表者氏名 : | |
| 電話番号 : | |

なお、「□変更申請者」の「□」欄に「✓」を付すことが難しい場合には、「■」とするなど、「□変更申請者」の「□」欄にチェックが入れていることが明確に分かるようにしてください(「□」欄のチェックの方法については、以下も同じです)。

【記載例 2-②】

| | |
|---|--------------------------------------|
| (この申請書を提出する者) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 変更申請者 (1 に記載) | <input type="checkbox"/> 代理人 (以下に記載) |
| 住所又は居所 (フリガナ) : (〒) | |
| 氏名又は名称 (フリガナ) : | 印 |
| 法人の場合には代表者氏名 : | |
| 電話番号 : | |

(2) 代理人が変更申請書を提出する場合の記載方法

変更申請書を提出する者が代理人である場合には、「□代理人」の「□」欄に「✓」を付した上で、代理人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号を記載し、「氏名又は名称」欄に押印してください。なお、代理人が氏名を自署する場合には、押印する必要はありません。

「フリガナ」欄には、住所又は居所及び氏名又は名称の読み方をカタカナで記載してください。

【記載例 2-③】

| | |
|--|---|
| (この申請書を提出する者) | |
| <input type="checkbox"/> 変更申請者 (1 に記載) | <input checked="" type="checkbox"/> 代理人 (以下に記載) |
| 住所又は居所 (フリガナ) : (〒〇〇〇-〇〇〇〇) | <u>トウキョウトチヨダクカスミガセキ</u> <u>マル</u> |
| | 東京都千代田区霞ヶ関〇丁目〇番〇号 〇 |
| | <u>マルホウリツジムシヨ</u> |

○法律事務所

マルマル マルマル

氏名又は名称（フリガナ）： ○○ ○○ 印

法人の場合には代表者氏名：

電話番号： 03-○○○○-○○○○

3 変更申請者

(1) 「変更申請者」欄の記載方法

ア 「住所」、「名称」及び「代表者（管理人）の氏名」欄には、商業登記簿等の公簿上の表記（変更申請者が法人でない団体の場合には、定款等の基本約款の記載）どおり、変更申請者の住所及び名称並びに代表者（又は管理人）の氏名を正確に記載し、「名称」欄に押印してください。なお、代表者（又は管理人）の氏名を記載するに当たっては、その肩書も記載するようにしてください。

「フリガナ」欄には、住所及び名称の読み方をカタカナで記載してください。

「ウェブサイトのアドレス」欄には、変更申請者のウェブサイトをアドレス（URL）を正確に記載してください。なお、「ウェブサイトのアドレス」欄の記載は任意ですので、記載しないこともできます。

【記載例3-①】

1 変更申請者

トウキョウトチヨダクカスミガセキ

住所（フリガナ）： (〒○○○-○○○○) 東京都千代田区霞ヶ関○丁目○番○号

マルマルノウギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）： ○○農業協同組合 印

代表者（管理人）の氏名： 組合長 ○○ ○○

ウェブサイトのアドレス：<http://www.××××××/>

イ 変更申請者が外国の団体の場合には、「住所」、「名称」及び「代表者（管理人）の氏名」欄の記載に当たっては、外国語を用いることもできます（日本語での記載も可）。また、外国語を用いる場合には、その読み方を「フリガナ」欄に記載することができます。

(2) 登録生産者団体が複数ある場合

登録生産者団体が複数ある場合には、その全員について、「変更申請者」欄に記載してください。

【記載例3-②】

1 変更申請者

(変更申請者①)

トウキョウトチヨダクカスミガセキ

住所（フリガナ）： (〒○○○-○○○○) 東京都千代田区霞ヶ関○丁目○番○号

マルマルノウギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）： ○○農業協同組合 印

代表者（管理人）の氏名： 組合長 〇〇 〇〇
ウェブサイトのアドレス：http://www.××××××/
(変更申請者②)

トウキョウトチヨダクカスミガセキ

住所（フリガナ）：(〒△△△-△△△△) 東京都千代田区霞ヶ関△丁目△番△号
サンカクサンカクノウギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）：△△農業協同組合 印
代表者（管理人）の氏名：組合長 △△ △△
ウェブサイトのアドレス：http://www.××××××/

4 登録番号

「登録番号」欄には、変更の登録の申請の対象となる特定農林水産物等の登録番号を記載してください。

【記載例4】

2 登録番号
第×××××号

5 登録に係る特定農林水産物等の名称

「登録に係る特定農林水産物等の名称」欄には、変更の登録の申請の対象となる特定農林水産物等の名称を記載してください。

【記載例5】

3 登録に係る特定農林水産物等の名称
〇〇りんご

6 変更を求める事項

「変更を求める事項」欄には、変更の登録の申請の対象となる事項について、変更前の事項と変更後の事項の両方を記載してください。

【記載例6】

(3) 農林水産物等の特性

(変更前の特性の説明)

「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なリンゴと比べて、小さなリンゴ（「〇〇りんご」の重量は××から××グラム）、直径は××センチメートル以下であり、・・・。

(変更後の特性の説明)

「〇〇りんご」は、他の産地の一般的なリンゴと比べて、小さなリンゴ（「〇〇りんご」の重量は××から××グラム）、直径は××センチメートル以下であり、糖度は約××度高く（「〇〇りんご」の糖度は××度）・・・。

7 連絡先（文書送付先）

変更申請後に、審査を担当する審査官から申請の内容について照会をさせていただく場合が

あります。「連絡先（文書送付先）」欄の記載は、この照会をする際に利用させていただきますので、照会に対して適切に回答することができる担当者の所属や氏名等を記載してください。

(1) 「住所又は居所」欄及び「宛名」欄の記載方法

「住所又は居所」欄及び「宛名」欄には、担当者が所属する団体の名称及び住所を記載してください。

なお、担当者が所属する団体が変更申請者と同一の場合には、変更申請者と同じであることを記載してください。

【記載例 7-①】

4 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：変更申請者と同じ

宛名：変更申請者と同じ

(2) 「担当者の氏名及び役職」欄、「電話番号」欄、「ファックス番号」欄及び「電子メールアドレス」欄の記載方法

「担当者の氏名及び役職」欄、「電話番号」欄、「ファックス番号」欄及び「電子メールアドレス」欄には、平日昼間に連絡がとれる連絡先を正確に記載してください。なお、「ファックス番号」欄及び「電子メールアドレス」欄の記載は任意ですので、記載しないこともできます。

【記載例 7-②】

4 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：変更申請者と同じ

宛名：変更申請者と同じ

担当者の氏名及び役職：〇〇課 △△ △△

電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：××××@××××.××

(3) 登録生産者団体が複数の場合

登録生産者団体が複数の場合には、登録生産者団体ごとに、担当者の所属や氏名等を記載してください。

【記載例 6-③】

4 連絡先（文書送付先）

(1) 変更申請者〇〇の連絡先

住所又は居所：変更申請者〇〇と同じ

宛名：変更申請者〇〇と同じ

担当者の氏名及び役職：〇〇課 △△ △△

電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：××××@××××.××

(2) 変更申請者△△の連絡先

住所又は居所：変更申請者△△と同じ

宛名：変更申請者△△と同じ

担当者の氏名及び役職：〇〇課 △△ △△

電話番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

ファックス番号：03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メールアドレス：××××@××××.××

目 次

【特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則】

- 1 別記様式第1号（申請書）
- 2 別記様式第5号（法第15条第1項の変更の登録の申請書）
- 3 別記様式第7号（法第16条第1項の変更の登録の申請書）

【特定農林水産物等審査要領】

- 4 別記様式3（補正書（形式補正））
- 5 別記様式5（法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書）
- 6 別記様式8（取下書）
- 7 別記様式14（補正書（実質補正））
- 8 別記様式16（登録免許税領収証書添付様式）
- 9 別記様式19（補正書（形式補正・変更の申請））
- 10 別記様式21（法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書（変更の登録の申請））
- 11 別記様式23（取下書（変更の登録の申請））
- 12 別記様式28（補正書（実質補正・変更の申請））
- 13 別記様式30（登録生産者団体の変更の届出書）
- 14（別添5）別紙（生産行程管理業務実績報告書）

【申請者ガイドライン】

- 15 様式本ー1（承諾書）
- 16 様式本ー2（法第18条の生産行程管理業務規程の変更の届出書）
- 17 様式本ー3（法第19条の生産行程管理業務の休止の届出書）
- 18 様式本ー4（生産行程管理業務の再開の届出書）
- 19 様式本ー5（法第20条第2項の登録失効の届出書）
- 20 様式本ー6（撤回書）
- 21 様式本ー7（特定農林水産物等登録簿等の謄写請求書）
- 22 様式本ー8（特定農林水産物等の登録の証明請求書）
- 23 様式別2ー1（明細書）
- 24 様式別3ー1（生産行程管理業務規程）
- 25 別添（地理的表示登録申請 提出書類等 チェックリスト）

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則別記様式第1号（申請書）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所又は居所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

印

法人の場合には代表者の氏名：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が申請者である場合には、「申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名等（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

印

代表者（管理人）の氏名：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

（3）申請者の法形式：

2 農林水産物等が属する区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：

3 農林水産物等の名称（注4）

名称（フリガナ）：

（注4）名称が複数ある場合には、全部記載すること。なお、日本国外への輸出を想

定している場合には、輸出時に使用する名称についても併せて記載することができる。

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲（注5）：

（注5）併せて、生産地の位置関係を示す図面を添付することもできる。

5 農林水産物等の特性

（説明）（注6）

（注6）「説明」欄には、農林水産物等の品質、社会的評価その他の確立した特性を記載する。

6 農林水産物等の生産の方法

（説明）（注7）

（注7）「説明」欄には、技術的な基準、出荷基準・規格、栽培される品種、特別な飼料、特別な原材料等を記載する。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

（説明）

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

（説明）（注8）

（注8）申請農林水産物等の発祥、生産の開始時期、現在に至るまでの経緯等を記載することができる。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

該当する（注9）

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

該当しない

（注9）法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標は全て記載すること。

(2) 法第13条第2項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）（注10）

法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- 専用使用権は設定されていない。

- 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- 専用使用権は設定されていない。

- 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- 専用使用権は設定されていない。

(注 10) (1) で記載した登録商標ごとに記載すること。

10 連絡先 (文書送付先)

住所又は居所： (〒)

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

[添付書類の目録]

申請書に添付した書類の「」欄に、チェックを付すこと。

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程
- 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- 4 法第 2 条第 5 項に規定する生産者団体であることを証明する書類
- (1) 申請者が法人 (法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。) の場合は、登記事項証明書
- (2) 申請者が法人 ((1) に該当する場合を除く。) の場合は、登記事項証明

書及び定款その他の基本約款

- (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- 5 外国の団体の場合は、誓約書
- 6 法第 13 条第 1 項第 1 号に規定する欠格条項に関する申告書
- 7 法第 13 条第 1 項第 2 号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名 (注 11) :
- 8 法第 13 条第 1 項第 2 号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名 (注 11) :
- 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類
書類名 (注 11) :
- 10 申請農林水産物等の写真
- 11 法第 13 条第 1 項第 4 号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- 12 前記 3 から 9 まで及び 11 の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文

(注 11) 書類が複数ある場合には、その全てを記載すること。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則別記様式第5号（変更申請書）

特定農林水産物等の変更の登録の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

変更申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所又は居所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

印

法人の場合には代表者の氏名：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が変更申請者である場合には、「変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 変更申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

単独申請 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名等（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

印

代表者（管理人）の氏名：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

（3）変更申請者の法形式：

2 登録番号（注4）

（注4）生産者団体の追加を求める登録に係る登録番号を記載すること。

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

[添付書類の目録]

変更申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- 1 明細書
- 2 生産行程管理業務規程
- 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- 4 法第2条第5項において規定する生産者団体であることを証明する書類
 - (1) 変更申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
 - (2) 変更申請者が法人（（1）に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
 - (3) 変更申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- 5 外国の団体の場合は、誓約書
- 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名（注5）：
- 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名（注5）：
- 9 前記3から8までの書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文

（注5）書類が複数ある場合には、その全てを記載すること。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則別記様式第7号（変更申請書）

特定農林水産物等の変更の登録の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

変更申請者（1に記載） 代理人（以下に記載）

住所又は居所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

印

法人の場合には代表者の氏名：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が変更申請者である場合には、「変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 変更申請者（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

印

代表者（又は管理人）の氏名：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）変更の登録の申請の対象となる登録に係る登録生産者団体が複数ある場合には、その全部を記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

2 登録番号（注4）

（注4）変更の登録の申請の対象となる登録に係る登録番号を記載すること。

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 変更を求める事項

（1）農林水産物等の名称（注5）

変更前の名称（フリガナ）：

変更後の名称（フリガナ）：

(注5) 名称が複数ある場合には、全部記載すること。なお、日本国外への輸出を想定している場合には、輸出時に使用する名称についても併せて記載することができる。

(2) 農林水産物等の生産地 (注6)

(変更前)

生産地の範囲：

(変更後)

生産地の範囲：

(注6) 併せて、生産地の位置関係を示す図面を添付することもできる。

(3) 農林水産物等の特性 (注7)

(変更前の特性の説明)

(変更後の特性の説明)

(注7) 「特性の説明」欄には、農林水産物等の品質、社会的評価その他の確立した特性を記載する。

(4) 農林水産物等の生産の方法 (注8)

(変更前の生産の方法の説明)

(変更後の生産の方法の説明)

(注8) 「生産の方法の説明」欄には、技術的な基準、出荷基準・規格、栽培される品種、特別な飼料、特別な原材料等を記載する。

(5) 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

(変更前の説明)

(変更後の説明)

(6) 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績 (注9)

(変更前の説明)

(変更後の説明)

(注9) 特定農林水産物等の発祥、生産の開始時期、現在に至るまでの経緯等を記載することができる。

(7) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(変更前)

① 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

登録に係る特定農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

該当する（注 10）

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、
商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

該当しない

（注 10）法第 13 条第 1 項第 4 号ロに該当する登録商標は全て記載すること。

② 法第 13 条第 2 項該当の有無（①で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）（注 11）

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用权】

専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

専用使用权は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用权】

専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

専用使用权は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用权】

専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

専用使用权は設定されていない。

（注 11）①で記載した登録商標ごとに記載すること。

（変更後）

① 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

登録に係る特定農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

該当する（注 12）

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、
商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

該当しない

（注 12）法第 13 条第 1 項第 4 号ロに該当する登録商標は全て記載すること。

② 法第 13 条第 2 項該当の有無（①で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）（注 13）

法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用权】

専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

専用使用权は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用权】

専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

専用使用权は設定されていない。

法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用权】

専用使用权は設定されている。

専用使用权者の氏名又は名称：

専用使用权者の承諾の年月日：

専用使用权は設定されていない。

（注 13）①で記載した登録商標ごとに記載すること。

5 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

特定農林水産物等審査要領別記様式3（補正書（形式補正））

登録の申請の補正書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名 印
代理人 住所
氏名 印

下記の登録の申請を次のとおり補正します。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称
- 4 補正の通知の年月日
- 5 補正事項
(補正対象事項)
(補正の内容)

(備考)

- 1 申請書の記載事項に係る補正にあつては、「補正対象事項」欄には補正の通知における補正対象事項を記載し、「補正の内容」欄に補正後の申請書の記載事項を記載して補正する。補正対象事項が多岐にわたる場合にあっては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った申請書を1通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 書類の不添付又はその記載に係る補正にあつては、「補正対象事項」欄に補正に係る書類名を記載し、「補正の内容」欄に提出する書類名を記載の上、登録の申請の補正書に添付して補正する。
- 3 補正事項が2以上ある場合にあっては、補正事項ごとに「5 補正事項」欄に（）で枝番号を付した上で、それぞれに「補正対象事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて補正する。

特定農林水産物等審査要領別記様式 5 (申告書)

申告書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者 (又は管理人) の氏名 印

下記の登録の申請について、申請者は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 (平成 26 年法律第 84 号。以下「法」という。) 第 13 条第 1 項第 1 号に、

- 該当します
(理由)
- 法第 13 条第 1 項第 1 号イ
 - 法第 13 条第 1 項第 1 号ロ (1)
 - 法第 13 条第 1 項第 1 号ロ (2)
- 該当しません

記

- 1 申請農林水産物等の区分

- 2 申請農林水産物等の名称

特定農林水産物等審査要領別記様式 8 (取下書)

取下書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者 (管理人) の氏名 印

下記の登録の申請について、取り下げます。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称

特定農林水産物等審査要領別記様式 14（補正書（実質補正））

登録の申請の補正書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名 印
代理人 住所
氏名 印

下記の登録の申請を次のとおり補正します。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称
- 4 補正の通知の年月日
- 5 補正事項
(補正対象事項)

(補正の内容)

(備考)

- 1 「補正対象事項」欄には、補正の通知における補正対象事項を記載し、「補正の内容」欄に補正後の申請書の記載事項を記載して補正する。補正対象事項が多岐にわたる場合にあっては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った申請書を1通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 補正事項が2以上ある場合にあっては、補正事項ごとに「5 補正事項」欄に（）で枝番号を付した上で、それぞれに「補正対象事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて補正する。

特定農林水産物等審査要領別記様式 16 (領収証書添付様式)

登録に係る登録免許税納付書

農林水産大臣 殿

年 月 日

納付者 住所

名称

代表者 (又は管理人) の氏名 印

年 月 日付けで受けた登録について、登録免許税を納付したので、下記により、領収証書を提出します。

記

領収証書貼付欄

変更の登録の申請の補正書

農林水産大臣 殿

年 月 日

変更申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名 印
代理人 住所
氏名 印

下記の変更の登録の申請を次のとおり補正します。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 5 補正の通知の年月日
- 6 補正事項
（補正対象事項）
（補正の内容）

（備考）

- 1 変更申請書の記載事項に係る補正にあつては、「補正対象事項」欄には補正の通知における補正対象事項を記載し、「補正の内容」欄に補正後の変更申請書の記載事項を記載して補正する。補正対象事項が多岐にわたる場合にあつては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った変更申請書を1通添付して補正の内容とすることができる。
- 2 書類の不添付又はその記載に係る補正にあつては、「補正対象事項」欄に補正に係る書類名を記載し、「補正の内容」欄に提出する書類名を記載の上、変更の登録の申請の補正書に添付して補正する。
- 3 補正事項が2以上ある場合にあつては、補正ごとに「6 補正事項」欄に（ ）で枝番号を付した上で、それぞれに「補正対象事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて補正する。

特定農林水産物等審査要領別記様式 21 (申告書 (変更の登録の申請))

申告書

農林水産大臣 殿

年 月 日

変更の登録の申請者 住所
名称
代表者 (又は管理人) の氏名 印

下記の変更の登録の申請について、変更の登録の申請者は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 (平成 26 年法律第 84 号。以下「法」という。) 第 15 条第 2 項において準用する第 13 条第 1 項第 1 号に、

- 該当します
(理由)
- 法第 13 条第 1 項第 1 号イ
 - 法第 13 条第 1 項第 1 号ロ (1)
 - 法第 13 条第 1 項第 1 号ロ (2)
- 該当しません

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称

特定農林水産物等審査要領別記様式 23（取下書（変更の登録の申請））

取下書

農林水産大臣 殿

年 月 日

変更の登録の申請者 住所
名称
代表者（管理人）の氏名 印

下記の変更の登録の申請について、取り下げます。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称

変更の登録の申請の補正書

農林水産大臣 殿

年 月 日

変更の登録の申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名 印
代理人 住所
氏名 印

下記の変更の登録の申請を次のとおり補正します。

記

- 1 変更の登録の申請の番号及び年月日
- 2 登録番号
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 5 補正の通知を受け取った年月日
- 6 補正事項
(補正対象事項)

(補正の内容)

(備考)

- 1 「補正対象事項」欄には、補正の通知における補正対象事項を記載し、「補正の内容」欄に補正後の変更申請書の記載事項を記載して補正する。補正対象事項が多岐にわたる場合にあっては、「補正の内容」欄に「別添」と記載し、補正を行った変更申請書を1つ添付して補正の内容とすることができる。
- 2 補正事項が2以上ある場合にあっては、補正事項ごとに「6 補正事項」欄に（）で枝番号を付した上で、それぞれに「補正対象事項」欄及び「補正の内容」欄を設けて補正する。

特定農林水産物等審査要領別記様式 30（登録生産者団体の変更の届出書）

登録生産者団体の変更の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（管理人）の氏名 印

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成 26 年法律第 84 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 変更前の登録生産者団体の名称等
（登録生産者団体の名称）
（登録生産者団体の住所）
（代表者（管理人）の氏名）
- 5 変更後の登録生産者団体の名称等
（登録生産者団体の名称）
（登録生産者団体の住所）
（代表者（管理人）の氏名）
- 6 変更の理由
- 7 変更の年月日

生産行程管理業務実績報告書

作成者： 団体名

(職名)

氏名

下記 1 から 5 までに該当する事項にチェックを入れ、チェックが入れない場合には、その理由をその下欄に記載すること。また、1 から 4 までの生産行程管理業務の対応実績が分かる参考資料を併せて添付すること。

| | |
|---|-------------------|
| 1 明細書に規定する生産地及び生産の方法を生産行程管理業務規程に基づき確認できた。 | □ |
| (当該確認が生産行程管理業務規程どおりできなかった理由) | |
| 2 生産地及び生産の方法を違反した者に対し、生産行程管理業務規程に基づき指導できた。 | 違反なし □ 指導できた □ |
| (当該指導が生産行程管理業務規程どおりできなかった理由) | |
| 3 地理的表示及び登録標章の貼付の管理を生産行程管理業務規程に基づき確認できた。 | □ |
| (当該確認が生産行程管理業務規程どおりできなかった理由) | |
| 4 地理的表示及び登録標章の貼付の管理を違反した者に対し、生産行程管理業務規程に基づき指導できた。 | 違反なし □ 指導できた □ |
| (当該指導が生産行程管理業務規程どおりできなかった理由) | |
| 5 生産行程管理業務の対応実績が分かる参考資料を生産行程管理業務規程に基づき保存している。 | □ |
| (当該保存が生産行程管理業務規程どおりできなかった理由) | |
| その他特記すべき事項 | |
| | |

申請者ガイドライン様式本ー1（承諾書）

承諾書

農林水産大臣 殿

年 月 日

承諾者

住所

氏名又は名称 印

代表者の氏名

下記1の登録商標の商標権者（専用使用権者）である私は、下記2の農林水産物等について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく登録をすることについて承諾します。

記

1 商標について

- (1) 商標権者の氏名又は名称
- (2) 登録商標
- (3) 指定商品又は指定役務
- (4) 商標登録の登録番号
- (5) 商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日
- (6) 専用使用権者の氏名又は名称

2 農林水産物等について

- (1) 農林水産物等の区分
- (2) 農林水産物等の名称

申請者ガイドライン様式本ー2（法第18条の生産行程管理業務規程の変更の届出書）

生産行程管理業務規程の変更の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（管理人）の氏名 印

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第18条の規定に基づき、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 変更後の生産行程管理業務規程
別添のとおり（※）

（※）変更後の生産行程管理業務規程には、下線を引くなどして、変更箇所がわかるようにしてください。

申請者ガイドライン様式本ー3（法第19条の生産行程管理業務の休止の届出書）

生産行程管理業務の休止の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所

名称

代表者（管理人）の氏名 印

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第19条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 生産行程管理業務の休止を開始する日
- 5 生産行程管理業務を休止する理由
- 6 生産行程管理業務の再開予定日

申請者ガイドライン様式本－４（生産行程管理業務の再開の届出書）

生産行程管理業務の再開の届出書

農林水産省食料産業局知的財産課長 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所

名称

代表者（管理人）の氏名 印

生産行程管理業務を再開しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 生産行程管理業務の再開をする日

登録失効の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所

名称

代表者（管理人）の氏名 印

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号

2 登録に係る特定農林水産物等の区分

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 登録失効事由及びその年月日

登録失効事由 第20条第1項第1号

第20条第1項第2号

（説明）

登録失効の年月日

撤回書

農林水産大臣 殿

年 月 日

撤回者

住所

氏名又は名称 印

代表者の氏名

下記1の登録商標の商標権者（専用使用権者）である私は、下記2の登録に係る特定農林水産物等について、年 月 日に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく登録をすることについて承諾しましたが、今般、これを撤回します。

記

1 商標について

- (1) 商標権者の氏名又は名称
- (2) 登録商標
- (3) 指定商品又は指定役務
- (4) 商標登録の登録番号
- (5) 商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日
- (6) 専用使用権者の氏名又は名称

2 登録に係る特定農林水産物等について

- (1) 登録番号
- (2) 登録に係る特定農林水産物等の区分
- (3) 登録に係る特定農林水産物等の名称

申請者ガイドライン様式本ー7（特定農林水産物等登録簿等の謄写請求書）

特定農林水産物等登録簿等の謄写請求書

農林水産省食料産業局知的財産課長 殿

年 月 日

住所（〒 ）

氏名又は名称

電話番号

下記の登録に係る 特定農林水産物等登録簿
 明細書 生産行程管理業務規程 の謄写を請求します（※）。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称

（※）謄写を希望される書類に「✓」を付してください。

申請者ガイドライン様式本－8（特定農林水産物等の登録の証明請求書）

特定農林水産物等の登録の証明請求書

農林水産省食料産業局知的財産課長 殿

年 月 日

住所（〒 ）

氏名又は名称

電話番号

下記の特定農林水産物等について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第6条の登録がされていることの証明を請求します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称

明 細 書

年 月 日

1 作成者

住所 (フリガナ) : (〒)

名称 (フリガナ) :

代表者 (管理人) の氏名 :

ウェブサイトのアドレス :

2 農林水産物等の区分

区分名 :

区分に属する農林水産物等 :

3 農林水産物等の名称

名称 (フリガナ) :

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲 :

5 農林水産物等の特性

(説明) (※)

(※) 申請書の記載 (登録事項) と異なる場合には、その部分に下線を引いてください。

6 農林水産物等の生産の方法

(説明) (※)

(※) 申請書の記載 (登録事項) と異なる場合には、その部分に下線を引いてください。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

(説明)

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

(説明)

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(1) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

- 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

- 該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（(1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

- 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- 専用使用権は設定されていない。

- 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- 専用使用権は設定されていない。

- 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

生産行程管理業務規程

年 月 日

- 1 作成者
住所 (フリガナ) : (〒)
名称 (フリガナ) :
代表者 (管理人) の氏名 :
ウェブサイトのアドレス :

- 2 農林水産物等の区分
区分名 :
区分に属する農林水産物等 :

- 3 農林水産物等の名称
名称 (フリガナ) :

- 4 明細書の変更

- 5 明細書適合性の確認

- 6 明細書適合性の指導

- 7 地理的表示等の使用の確認

- 8 地理的表示等の使用の指導

- 9 実績報告書の作成等

- 10 実績報告書等の保存

- 11 連絡先
住所又は居所 :
宛名 :
担当者の氏名及び役職 :
電話番号 :
ファックス番号 :
電子メールアドレス :

(別添)地理的表示登録申請 提出書類等 チェックリスト

| 準備する書類・資料 | | 確認欄 | |
|-----------|--|--|--|
| | | チェック | |
| 0 | 申請書 [様式集「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 施行規則別記様式第1号(申請書)」] 申請者欄に押印 (代理人申請の場合は代理人欄にも) | 全員 | <input type="checkbox"/> |
| 1 | 明細書 [様式集「申請者ガイドライン様式別2-1(明細書)」] (共同申請の場合)申請者ごとに作成する | 全員 共同申請のみ | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 2 | 生産行程管理業務規程 [様式集「申請者ガイドライン様式別3-1(生産行程管理業務規程)」] (共同申請の場合)申請者ごとに作成する | 全員 共同申請のみ | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 3 | 代理人により申請する場合、その権限を証明する委任状等の書類 | 該当者のみ | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類 【内容は、地理的表示保護制度申請者ガイドライン第1章第2の1の(2)のイを参照】 (1) 申請者が法人(法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。)の場合は、登記事項証明書 (2) 申請者が法人((1)に該当する場合を除く。)の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款 (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款 | 全員 (共同申請は申請者ごとに提出) 左記のうち該当するもの | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 5 | 外国の団体の場合は、誓約書 | 該当者のみ (共同申請は申請者ごとに提出) | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書 [様式集「特定農林水産物等審査要領別記様式5(申告書)」] | 全員 (共同申請は申請者ごとに提出) | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類 【内容は、地理的表示保護制度申請者ガイドライン第1章第2の1の(2)のオを参照】 | 全員 (共同申請は申請者ごとに提出) | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類 【内容は、地理的表示保護制度申請者ガイドライン第1章第2の1の(2)のカを参照】 | 全員 (共同申請は申請者ごとに提出) | <input type="checkbox"/> |
| 9 | 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類 【内容は、地理的表示保護制度申請者ガイドライン第1章第2の1の(2)のキを参照】 | 全員 | <input type="checkbox"/> |
| 10 | 申請農林水産物等の写真 【申請農林水産物等の写真1葉】 | 全員 | <input type="checkbox"/> |
| 11 | 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類 【地理的表示として申請することについての承諾書】 [様式集「申請者ガイドライン様式本-1(承諾書)」] | 該当者のみ | <input type="checkbox"/> |
| 12 | 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文 | 該当者のみ | <input type="checkbox"/> |